

BARRIER

FREE

恵庭市バリアフリー基本構想

平成 21 年 3 月

恵庭市バリアフリー基本構想策定協議会・恵庭市

はじめに



恵庭市では、平成 14 年 3 月に、高齢者・身体障がい者等の移動に制約を持つ人々の生活の利便性、安全性の確保等をめざし、交通機能の向上・高度化、道路及び広場、公共施設などのバリアフリー化を進めるための基本的な方針となる、「恵庭市交通バリアフリー基本構想」を策定し、各種施策を推進してまいりました。

その後、平成 18 年 12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）が施行され、ユニバーサルデザインの理念のもと、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安全・安心・快適に暮らすことのできる環境整備を進めることが求められるようになりました。

この間本市では、平成 18 年 3 月に、今後の少子高齢化の進展等を見据え、「第 4 期恵庭市総合計画～花・緑・水 人がふれあう 生活都市えにわ～」を策定し、生活環境が整い、いつまでも住み続けることができる、安全安心でゆとりあるまちづくりを、市民と協働で進めていくこととしています。

本構想では、バリアフリー新法の規定に基づいて既存の構想の内容を見直すとともに、総合計画で示されているまちづくりの方針に従い、新たに島松駅周辺地区を含めた「恵庭市バリアフリー基本構想」を策定しています。

構想の策定にあたっては、北星学園大学の杉岡教授、国や北海道等の関係機関、公共交通事業者、高齢者・身体障がい者団体をはじめとする市民団体などのみなさまのご協力を得て、「恵庭市バリアフリー基本構想策定協議会」及び「検討部会」を設置して協議を重ねてまいりました。ここに、心よりお礼を申し上げます。

今後、本構想に基づいて、道路、公園、生活関連施設などのバリアフリー化を進めるとともに、持続的で活力あるまちづくりの実現に取り組んで参りたいと考えております。

ひき続き市民のみなさまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 21 年 3 月
恵庭市長 中島 興世

目 次

1 . 構想策定の主旨	1
1 - 1 構想策定の背景	1
1 - 2 構想策定の目的	2
1 - 3 バリアフリー新法について	3
1 - 4 恵庭市のまちづくりと構想の位置づけ	5
2 . 恵庭市の概況と移動円滑化整備の課題	7
2 - 1 恵庭市の概況	7
2 - 2 まち歩きから見た課題（島松駅周辺地区）	12
2 - 3 アンケート調査から見た課題	20
3 . 移動円滑化の基本方針	23
3 - 1 基本理念	23
3 - 2 基本目標	23
3 - 3 基本方針	24
4 . 重点整備地区・生活関連経路の設定	27
4 - 1 重点整備地区・生活関連経路の設定方針	27
4 - 2 恵庭駅周辺地区の整備方針	29
4 - 3 恵み野駅周辺地区の整備方針	36
4 - 4 島松駅周辺地区の整備方針	43
5 . 構想の推進に向けて	50
5 - 1 心のバリアフリーの推進	50
5 - 2 施策の連携	51
5 - 3 推進体制の確立	52
用語の解説	53
構想策定のあゆみ	55
1 . 協議会・検討部会開催状況	55
2 . 協議会・検討部会開催状況写真	56
3 . 恵庭市バリアフリー基本構想策定協議会委員等名簿	57
4 . 恵庭市バリアフリー基本構想策定協議会検討部会委員等名簿	58

1 . 構想策定の主旨

1 - 1 構想策定の背景

恵庭市では、「水・緑・花 人がふれあう 生活都市えにわ」を目指し、第4期恵庭市総合計画(平成18年3月)に基づき自然環境と調和した利便性の高い都市機能の充実や、安全で安心して暮らせるゆとりある生活環境の整備など、新しい時代にふさわしいまちづくりを進めています。

一方、我が国では急速な高齢化が進展しており、平成27年(2015年)には、国民の4人に1人が65歳以上の高齢者となる、本格的な高齢社会が到来すると予測されています。

国の推計によると恵庭市の人口に関しても、平成17年現在17.5%の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が、平成27年時点には24.8%に上昇するとともに、より長期的には人口の減少を迎えることになるものと予測されています。

こうした人口構造の変化を踏まえ、国土交通省では「ユニバーサルデザイン政策大綱(平成17年7月)」を策定するなど、障がい者が障がいのない人と同じように生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念や、どこでも、だれでも、自由に、使いやすくといった「ユニバーサルデザイン」にもとづく社会資本整備の必要性への認識が深まっています。

恵庭市では総合計画において、「ユニバーサルデザインのまち」を目指すことを方針として示し、すべての人に利用されやすく配慮された公共施設づくりを目指すとともに、ユニバーサルデザインの普及・推進に努めることとしています。

また、平成14年には「恵庭市交通バリアフリー基本構想」を策定し、恵庭地区、恵み野地区において、鉄道駅や周辺地区の道路、駅前広場など、既存の都市基盤施設のバリアフリー化に努めています。

このような中、平成18年6月にはバリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)が制定され、建築物や公園などを含めたより総合的な視点から、生活環境のバリアフリー化に取り組むことが必要になっています。

このバリアフリー新法は、従来の「交通バリアフリー法(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)」と「ハートビル法(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)」を統合・拡充した内容となっています。法律には、官民の連携・協働やスパイラルアップの考えが盛り込まれ、生活環境の一体的・総合的なバリアフリー化をより一層進めていくための制度となっています。

1 - 2 構想策定の目的

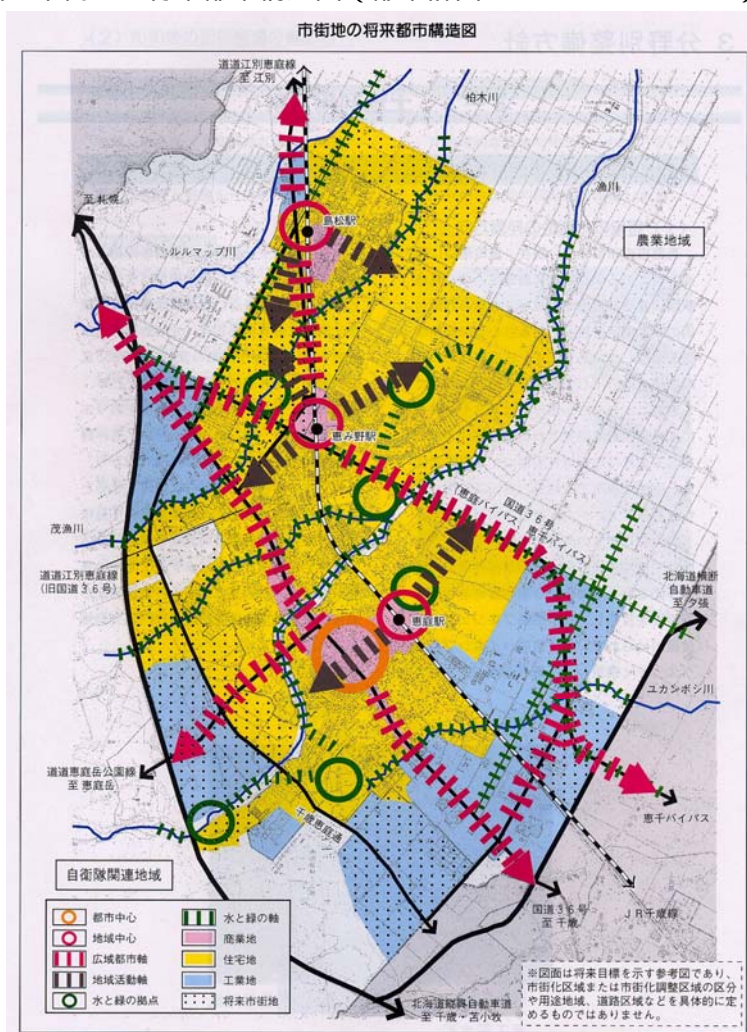
本構想は、バリアフリー新法に基づく支援措置、施策を実施するうえで必要な地域整備の基本的な方針を定めることを目的とします。

本構想にもとづいた市街地整備を進めることにより、恵庭地区への業務・交流・医療・福祉などの高度な都市機能集積を図るとともに、市街地全体の一体化を推進するものです。

また、誰もが安全・安心して誇りを持って住み続けることのできる生活環境を形成し、公共交通指向型の環境に配慮した市街地整備、高齢者・障がい者等の社会参加による活力のあるまちづくりの推進を目指すものです。

なお、従来の交通バリアフリー法では、その設定要件から重点整備地区を定めることができなかった島松地区に、新たに重点整備地区を設定し、都市計画マスタープランで目標としている、恵庭駅、恵み野駅、島松駅それぞれの周辺を「地域中心」とする市街地の将来都市構造形成を着実に進めるものです。

図 市街地の将来都市構造図（都市計画マスタープランより）



1 - 3 バリアフリー新法について

バリアフリー新法は、正式名称を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、「バリアフリー新法」という。)といい、平成18年6月21日に公布、同年12月20日に施行されました。

この法律は、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法/平成12年制定)と「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法/平成6年制定)を統合・拡充した新しい法律です。

法律では、高齢者、障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者を含む、全ての障がい者)、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するとしています。また、バリアフリー化のためのソフト施策を充実するとしています。

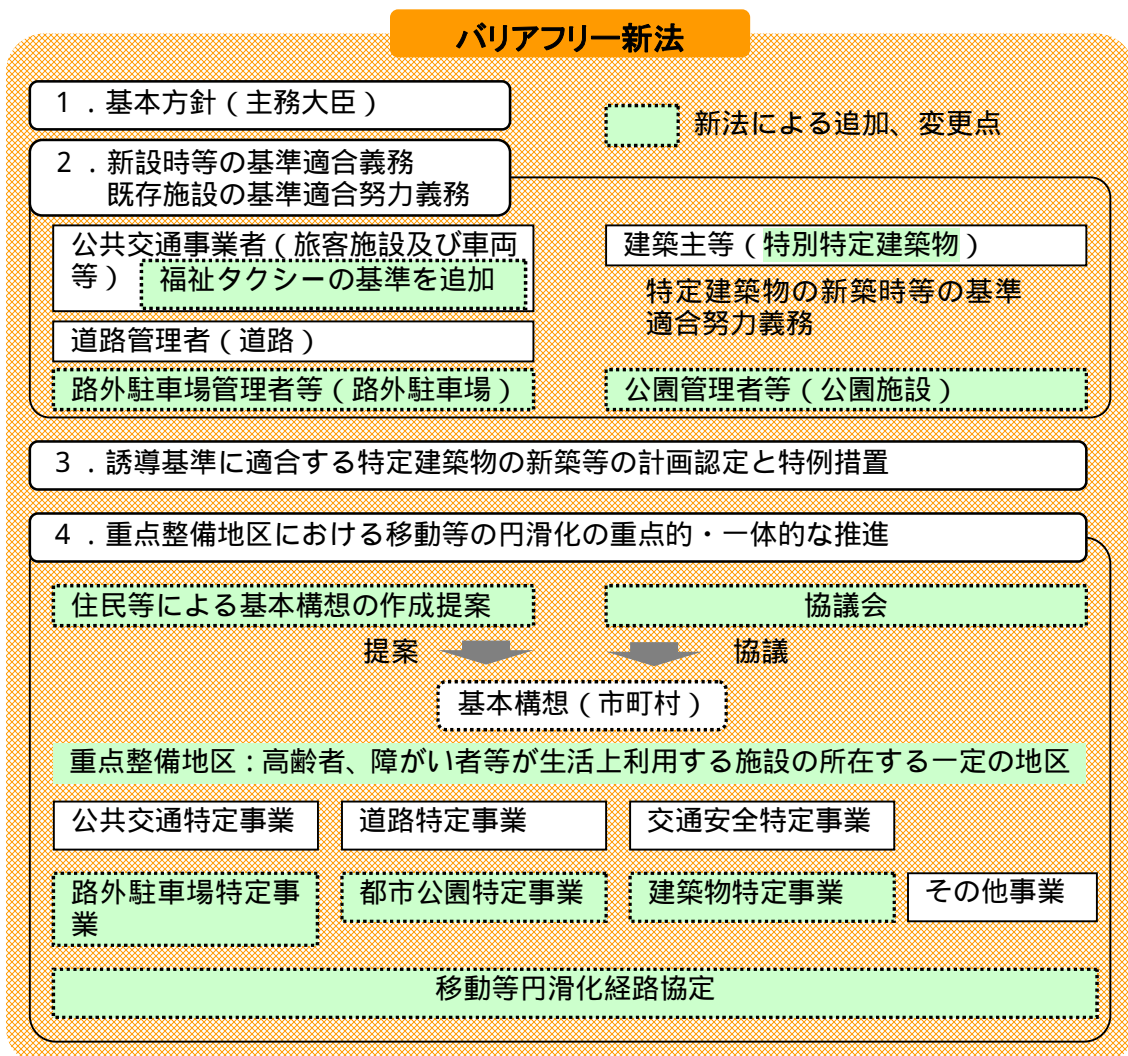
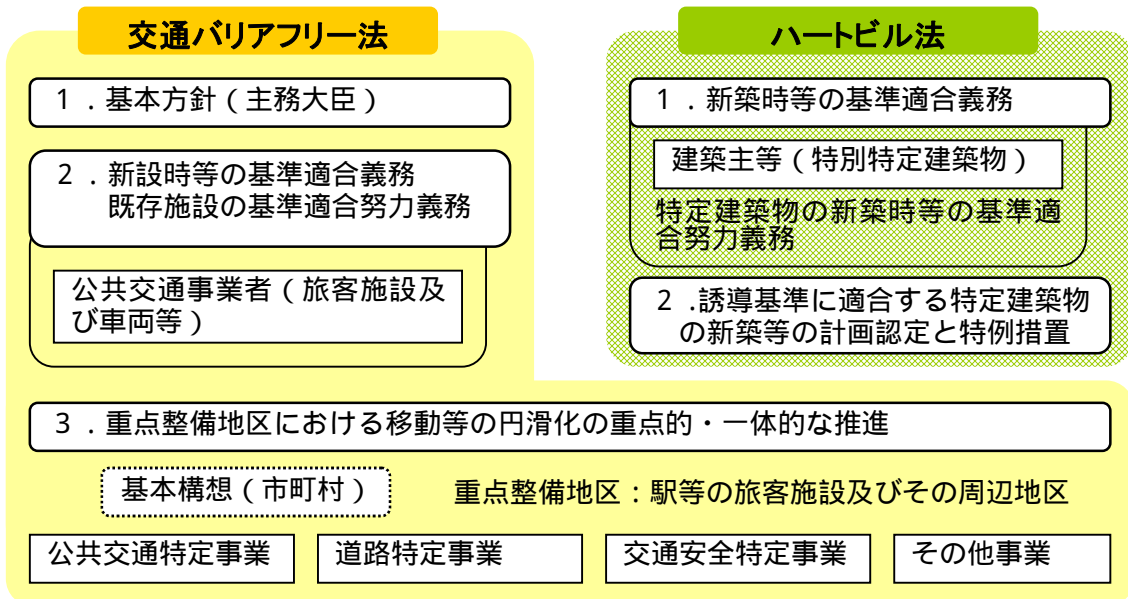
特に、従来の交通バリアフリー法では5,000人/日以上乗降客数を要する鉄道駅を中心とした地区を、重点整備地区指定の要件としていましたが、新法の制定により鉄道駅のない地区であっても重点整備地区と特定事業を設定できるようになった点が、従来の法律と大きな相違点の1つです。

さらに、特定事業に新たに路外駐車場、都市公園、建築物(特別特定建築物等を対象)を加え、より総合的、一体的に生活環境のバリアフリー化を進める制度となっています。

また、ユニバーサルデザインの理念を踏まえ、公共と民間との連携・協働と継続的な施設整備の工夫やソフトな取り組みなどをスパイラルアップするための仕組みづくりに関しても盛り込まれています。



図 バリアフリー新法の概要



1 - 4 恵庭市のまちづくりと構想の位置づけ

恵庭市では、「第4期恵庭市総合計画（平成18年3月）」に基づき、平成27年度を目標に、～水・緑・花 人がふれあう 生活都市えにわ～を目指して各種施策を展開し、まちづくりに取り組んでいます。

計画では、地域の個性・特徴を生かした魅力的な市街地形成を目指し、恵庭、恵み野、島松の各市街地の一体化を図るとともに、都市の中心にふさわしい恵庭駅周辺地区の形成、河川を生かした自然体験学習活動の推進と市街地の移動ネットワークを形成することなどが方針として示されています。

また、都市計画マスタープランでは、恵庭駅、恵み野駅、島松駅それぞれの周辺を「地域中心」とする将来都市構造形成に向けて、各種都市基盤整備を進めることとしています。

一方、福祉分野では、恵庭市地域福祉計画、第3期恵庭市障がい者福祉計画・第2期恵庭市障がい福祉計画及び第4期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画により、少子・高齢化や核家族化の進展による地域福祉力の低下に対応し、行政と地域住民、事業者などとの連携により、障がい者の自立、高齢者の安全・安心な生活の確保にむけ、ソフト面を中心とした各種施策に取り組むこととしています。

このような恵庭市の様々な施策、まちづくりにおける、バリアフリー基本構想及び移動円滑化整備の位置づけなどについて整理すると次のとおりとなります。

(1) 「水と緑の軸・拠点」の形成促進

恵庭市では、水と緑と花に彩られた美しい地域環境を基本に、豊かさを実感できるまちづくりを進めることを方針としてまちづくりに取り組んでいます。

また、平成12年に策定された「恵庭市都市計画マスタープラン」では、恵庭、恵み野、島松の各駅を中心とする地区を「地域中心」と位置づけし、都市機能や生活利便施設など各種の機能集積を図ることとしています。さらに、恵庭市ならではの美しい地域環境形成の基盤として、漁川をはじめとする河川や骨格的な道路、公園を都市の骨格軸及び拠点として位置づけ、計画的な整備が進められてきました。

歩行空間の移動円滑化や公共施設、交通結節点、医療・福祉施設等生活関連施設のバリアフリー化は、このような恵庭市が進めてきたまちづくりを促進し、より豊かな生活環境形成を目指すものです。

(2) 安心して住み続けることのできる生活環境の形成

恵庭市のまちづくりでは、安心して健康に暮らせるまちづくりや安全・安心なゆとりあるまちづくりを進めることとしています。

このため、各種福祉関連の計画では、高齢者の社会参加と生きがいづくり、障がい者

の地域での自立などを目標に介護保険施設整備などの施設サービスとともに、在宅支援サービスなどのソフトな各種の福祉サービスの提供に地域の様々な主体の参加と協力により取り組んでいます。

こうした取り組みを、まちづくりとあわせて総合的・一体的に進め、ユニバーサルデザインの視点から進めることが必要になっています。

本構想の根拠となる交通バリアフリー法とハートビル法とが統合・拡充されたバリアフリー新法は、国が進めているユニバーサルデザイン政策の柱として施行されており、本構想は施設整備などのハード面とともにソフト面の施策展開により、高齢者、障がい者を含む市民誰もが安全・安心して快適に暮らすことのできる生活空間整備を目指すものです。

(3) 市街地の一体化と都市機能の充実

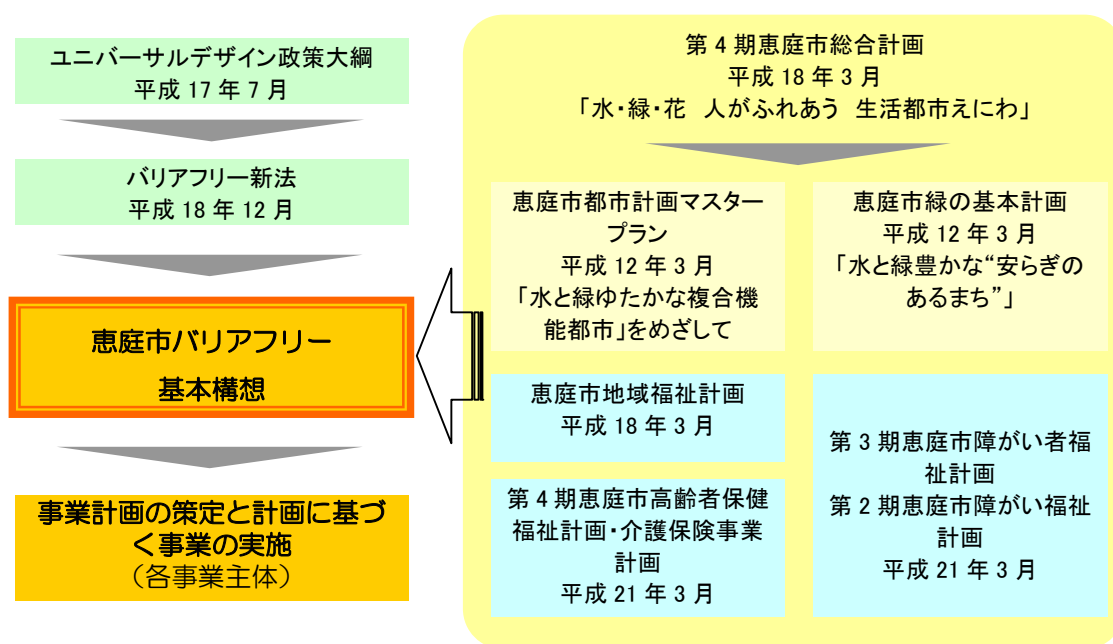
恵庭市の市街地は、恵庭地区、恵み野地区、島松地区の主要な3地区により構成され、それぞれ個性・特徴のある市街地が形成されています。

こうした、それぞれの地区の個性や魅力を活かしながら、市街地の一体化と商業・業務・工業・文化・学ぶ・にぎわいなどの都市機能の充実したまちづくりを進めることが方針として示されています。

また、市役所など行政施設の立地する恵庭地区では、都市の中心にふさわしい機能・施設等の立地を図るため、恵庭駅周辺地区の整備も求められています。

本構想は、少子・高齢化など恵庭市を巡る社会構造の変化に対応した、社会資本整備、生活関連施設整備を支援することにより、市街地の一体化と都市機能の向上を目指すものです。

図 基本構想の位置づけ



2. 恵庭市の概況と移動円滑化整備の課題

2-1 恵庭市の概況

(1) 人口の動向

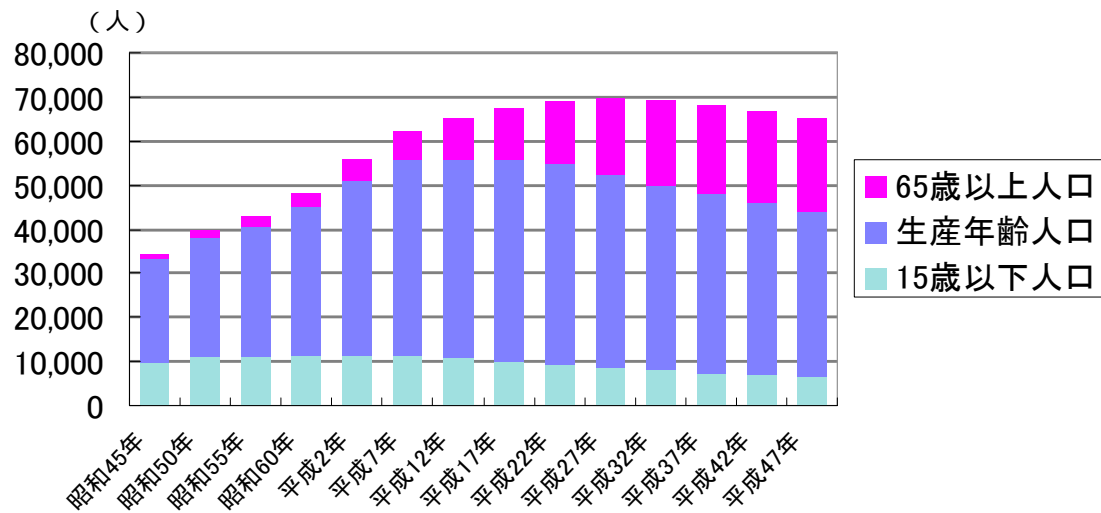
概況

恵庭市の人口は年々増加し、平成17年現在67,614人となっており、高齢者の人口比率も17.5%と全国平均(20.1%)、全道平均(21.4%)を下回る状況にあります。

国の人口推計によると、人口増加は平成27年まで続くと予測されていますが、その後は減少に転じるものと見られています。

(平成20年12月現在、恵庭市の住民基本台帳人口は68,769人となっています。)

図 恵庭市の人口の推移と予測



資料：国勢調査

注：平成22年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口

表 恵庭市の人口の推移

年度	人口	年齢別人口(人)			年齢別人口比率(%)			
		~14	15~64	65~	~14	15~64	65~	
国勢調査人口	昭和45年	34449	9,857	23,348	1,244	28.6%	67.8%	3.6%
	昭和50年	39884	11,028	27,141	1,715	27.7%	68.0%	4.3%
	昭和55年	42911	11,110	29,481	2,320	25.9%	68.7%	5.4%
	昭和60年	48305	11,327	33,692	3,286	23.4%	69.7%	6.8%
	平成2年	55615	11,479	39,505	4,631	20.6%	71.0%	8.3%
	平成7年	62351	11,334	44,328	6,683	18.2%	71.1%	10.7%
	平成12年	65239	10,620	45,305	9,313	16.3%	69.4%	14.3%
推計値	平成17年	67614	10,211	45,556	11,847	15.1%	67.4%	17.5%
	平成22年	69016	9,485	45,283	14,248	13.7%	65.6%	20.6%
	平成27年	69466	8,609	43,616	17,240	12.4%	62.8%	24.8%
	平成32年	69245	7,843	42,014	19,389	11.3%	60.7%	28.0%
	平成37年	68366	7,336	40,802	20,228	10.7%	59.7%	29.6%
	平成42年	66984	6,977	39,162	20,846	10.4%	58.5%	31.1%
	平成47年	65183	6,633	37,190	21,359	10.2%	57.1%	32.8%

注：平成22年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口

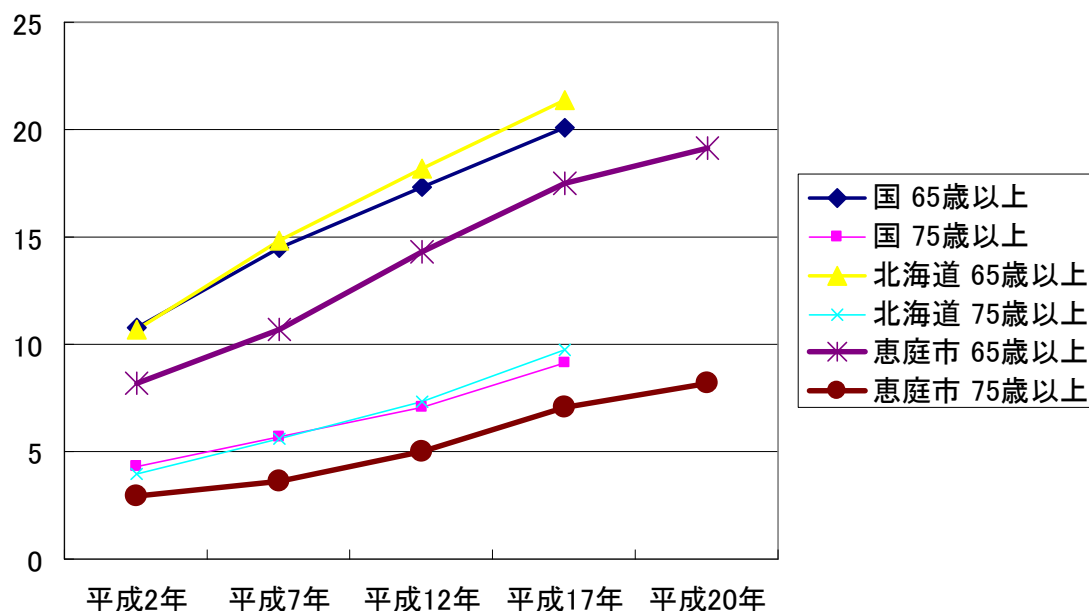
高齡化の動向

これまで恵庭市の人口構成は、全国、全道に比べ高齡者の比率が少なく、若い人の多いことが特徴となっています。

しかし、65歳以上の高齡者数は着実に増加し、平成17年現在の11,847人、17.5%から人口のピークと予想されている平成27年には、17,240人、24.8%に達するものと推計されています。

図 恵庭市の高齡化の動向

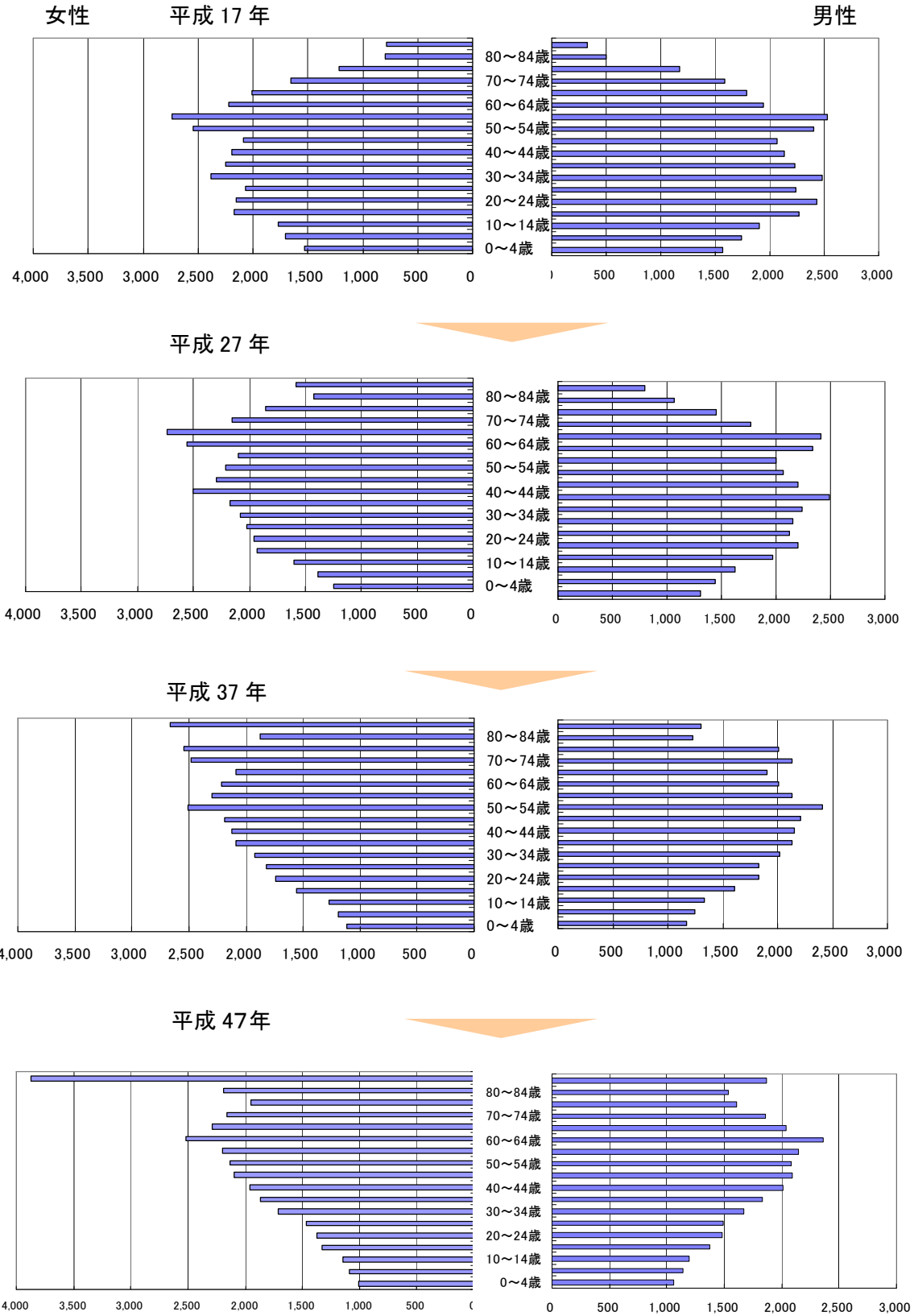
高齡化率（％）



資料：国勢調査

恵庭市の平成20年は、8月1日現在の住民基本台帳人口

図 恵庭市の人口ピラミッドの推移の予測



資料：国勢調査

注：平成27年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口

(2) 障がい者の概況

平成20年3月末の恵庭市の障がい者数は、合計で3,193人となっています。障がいの種別では、身体障がい者2,625人、知的障がい者395人、精神障がい者173人となっています。

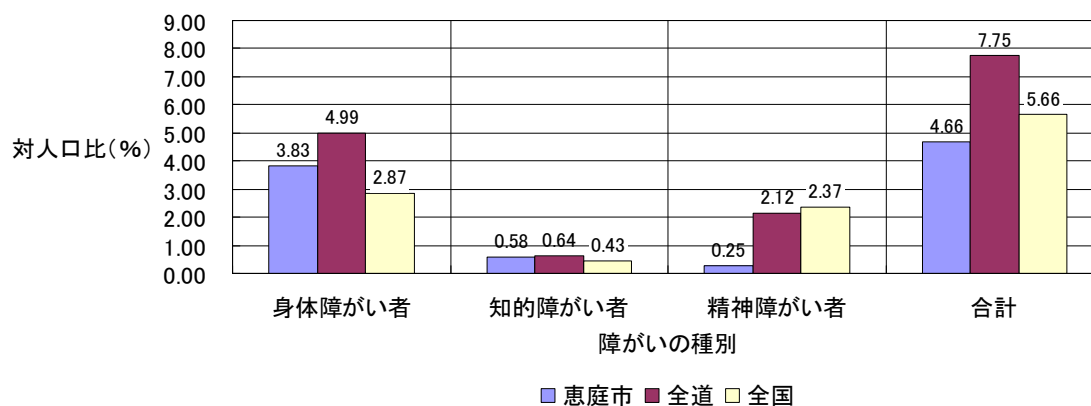
人口に対する障がい者の割合を見ると、身体障がい者3.83%、知的障がい者0.58%、精神障がい者0.25%、合計4.66%となっています。

表 恵庭市の障がい者の概要（平成20年3月末現在）

障がいの種別	障がい者数(人)	人口比(%)
身体障がい者	2,625	3.83
知的障がい者	395	0.58
精神障がい者	173	0.25
合計	3,193	4.66

資料：恵庭市調べ（平成20年3月末現在の人口 68,469人）

図 障がい者の人口に対する割合



- 注：1. 恵庭市の障がい者数は、平成20年3月末現在の人口及び障がい者数より算出。
 2. 全道値は、平成17年国勢調査、平成17年3月末現在の身体障がい者手帳、療育手帳の交付数及び「精神障がい者把握数」より算出。
 3. 全国値は、平成17年国勢調査、「平成18年身体障がい児(者)実態調査」、「平成17年知的障がい児(者)基礎調査」、「平成17年社会福祉施設等調査」及び「平成17年患者調査」より厚生労働省社会・援護局作成資料より算出。

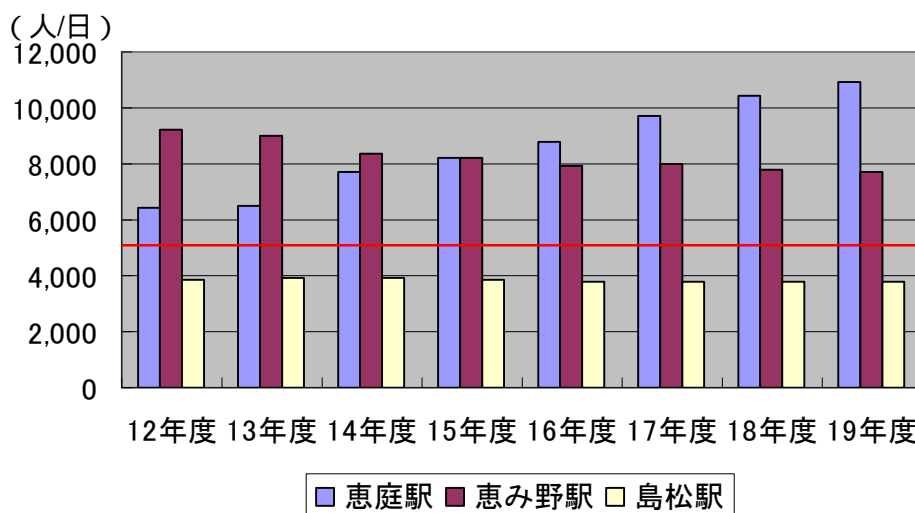
(3) 駅乗降客数の動向

恵庭市内3駅の、一日あたりの利用者数の推移を見ると、平成14年3月に快速停車が始まった恵庭駅の利用者の増加が顕著になっており、平成18年度以降1万人を超えています。

恵み野駅は、恵庭駅での快速停車の影響などから利用者数がやや減少していますが、8,000人程度を維持しています。

島松駅は、4,000人/日弱の利用者数が続き、旧交通バリアフリー法による、重点整備地区の指定要件（一日あたり5,000人以上の利用者数のある駅を中心とする地区）を満たしていませんでしたが、新法の規定から新たに重点整備地区を指定できることになりました。

図 恵庭市の駅別一日あたり利用者数の推移



資料：JR北海道調べ

2 - 2 まち歩きから見た課題（島松駅周辺地区）

（1）建物の課題

わかり易い案内表示の実施

玄関ホール等から身体障がい者用トイレ、エレベーターなどの位置がわからない施設があり、障がい者だけではなく、誰もが施設全体を容易に把握できるようにするため、案内表示をわかりやすく改善する必要があります。



島松憩の家

身体障がい者用駐車施設の整備

身体障がい者用の駐車場がない、駐車マスの幅が狭い、駐車場の案内表示がない、駐車場の出入口に段差があるなど、駐車場を車いす利用者など障がい者が円滑に利用できるようにする必要があります。また、出入口への経路と駐車場とを円滑に結ぶ円滑な移動動線の整備などが求められます。



障がい者マークなど、路上のサインは積雪により見えなくなります

なお、駐車場には冬の積雪時にも容易に場所がわかるような立て看板など案内表示を設置することが必要です。

使いやすい身体障がい者用トイレの設置

トイレの出入口にあるスリッパや棚などがバリアになっている例があります。

また、身体障がい者仕様にかかわらず、手すりやトイレトペーパーの取り付け位置等から使い勝手が悪い例もあり、利用の際のルールづくりやマナーの向上、設備の改善などが必要です。



トイレがバリアフリー化されていても、スリッパ等が置かれ、車いすを使用する人の支障になる例が見られます



棚が移動の妨げとなることがあります

スロープの改善

出入口等に設置されているスロープには、幅が狭く車イスがすれちがえない、スロープ延長が長すぎる、入り口部分に段差がある、誘導用点字ブロックが設置されていない、などの問題点や課題があります。

また、冬にスロープを利用できるようにするためには、除雪などの維持管理が重要になります。



冬のスロープ



雪のない時期のスロープ

点字ブロックの維持管理

スロープと同様に、冬に点字ブロックの機能を発揮させるには、視覚障がい者が点字ブロックを確認できるようにする必要があり、除雪などの維持管理が重要になります。

ハード面だけでは対応できず、人の手助けが重要です。



冬には点字ブロックも利用が難しくなります

建物への出入口段差等の解消

建物の出入口に段差のある施設があります。

また、玄関に設置されているグレーチング自体が段になっていたり、グレーチングの目が粗かったりして、それが移動時のバリアとなっている例があり、視覚障がい者も円滑に移動できる出入口に改善する必要があります。



階段の昇降は大変です

(2) 旅客施設、駅前広場、駐車場の課題

身体障がい者用トイレの整備

トイレが身体障がい者仕様になっておらず、誰もが利用しやすいトイレの整備が必要です。

また、施設が古く、快適に利用できる施設への改善が求められます。



身体障がい者用トイレがありません

昇降装置、プラットホームの改善

跨線橋にエレベーターが設置されておらず、上下方向の移動に大きなバリアがあります。

また、プラットホーム端部は転落防止柵が未設置であるなど、案内表示などを含めた駅施設全体の誰もが安全、円滑に利用できる施設への改善が必要です。



転落防止などの改善が求められます

券売機等の設備の改善

ひざ下が入るスペースの不足などから、車イス利用者が切符を買う際の券売機利用に支障があります。

また、料金表の位置が、切符を買う際の車イス利用者にとって高すぎる位置にあるなどの問題があり、誰にとっても使い勝手の良い駅とするための設備の改善が必要です。



車イス利用者の方には使いにくい状況です

駅舎周辺の階段、スロープの改善

駅舎の出入口に設けられているスロープ、階段が急傾斜なうえ手すりも未整備であるため、高齢者などが円滑に移動できる経路となるよう整備が必要です。

その際、タクシー、バス乗り場等と相互に円滑に移動できるようにし、駅の交通結節点機能が十分に発揮できる移動動線の整備が求められます。

また、勾配の急なスロープは、冬季には滑りやすく、高齢者や子供達だけではなく、誰にも使いづらい状態になっています。



島松駅の正面の急勾配の階段(手すりも設置されていません)



冬季の駅前広場(歩道スペースが雪で狭くなっています)



雪のないときには問題のなかったスロープも、冬季には積雪で健常者が歩くのにも危険な状態になります



歩道、縁石の改善

インターロッキングブロックのでこぼこ等の改修、縁石の高さの改善を図るとともに、点字ブロック、案内表示、バス・タクシー停車スペースなどについて、交通結節点にふさわしく誰もが安全、快適に利用できる空間となるよう、総合的な改善が求められています。

また、冬季のバス待ち環境の改善も必要になっています。



タクシーの止まる箇所の歩道が高く なっています



冬にはバスを待つ環境が非常に厳しく なっています

(3) 道路の課題

歩道の段差、でこぼこの解消

舗装の経年劣化や破損により、段差やでこぼこを生じているケースが見られます。

マンホールの蓋や排水柵などが段差となって歩行者がつまずきやすくなっている例も見られ、高齢者の歩行や車いす利用者の走行の障がい物となっている例も多く、これらを改善し、平坦で歩きやすく、移動しやすい歩道へと再整備する必要があります。



ロードヒーティングとの境界が大きな段差となっています

また、冬季には歩道のロードヒーティング箇所とそうでない箇所の境界での段差の発生や、駐車場と歩道との境界部分が除雪されていないため、動線が確保されていない、などの問題もあり、事業間の連携、沿道の市民、事業者の協力が重要になります。



歩道上の突起物が歩行の障がい物となっています



駐車場と歩道がせっかく除雪されているのに、境界部分に雪がたまっていきます

有効幅員確保の工夫

植樹柵部分では 2m未満となり、車イスのすれ違いに支障のある歩道幅員の箇所があります。

また、歩道上の消火栓と植樹柵が歩道の有効幅員を狭めているケースもあります。

植樹柵の変更や植樹帯へのグレーチング設置などの工夫により、歩道の有効幅員の確保が求められます。一方、歩道上の商品や停車している自動車が、有効な幅員確保の際の障がい物となっている例も見られ、地域住民の理解と協力によりバリアフリー化に向けた環境整備に取り組む必要があります。



植樹柵部分では 2m未満の幅員の歩道があります



橋の上では十分な歩道幅員が確保されていません

歩道の傾斜の改善

横断方向や横断歩道に面する歩道に急傾斜の勾配のある箇所があり、高齢者や車いす利用者の円滑な移動に支障となっています。

歩道縁石を低くするなど歩道の道路構造を改善し、こうした急傾斜等を解消する必要があります。



駐輪場の前の歩道が車道側に大きく傾斜しています

点字ブロックの敷設

視覚障がい者の移動を支援する点字ブロックが未整備、或いは一部で整備されているにすぎない状況です。

鉄道駅や生活関連施設周辺において、点字ブロックの敷設を進め、視覚障がい者の自立的な移動を支援することが求められます。



多くの歩道には点字ブロックがありません

使い勝手の良い信号機整備

身体障がい者向け青時間延長装置付き信号機が設置されています。

しかし音声誘導装置が未整備なうえ設置位置に傾斜や段差があるなど、視覚障がい者、車いす利用者などが使いにくい例がみられ、誰もが利用しやすい信号機に改善することが求められます。



信号機の位置に、急な傾斜があり、音声案内もありません

市民による手助けが重要

冬季には、車いすを利用している人にとってはちょっとした段差により通行が困難になるケースが多く、市民の手助けによる移動の確保が重要です。



冬には道路や歩道にちょっとした段差が生じます
車いすを利用している人には手助けがかかせません

(4) 自由通路の課題

昇降装置の整備

自由通路には、階段とスロープが設置されていますが、エレベーターなど昇降装置は設置されていません。

このため、高齢者や車イス利用者など移動に制約のある人に使いづらい施設となっており、昇降装置の整備が求められています。



島松自由通路

案内表示、点字ブロックの整備

通路内には、誘導用や注意喚起用の点字ブロックが敷設されていません。

視覚障がい者等の安全な利用に向けて、音声や触地図、点字等による案内表示や点字ブロックの整備が必要です。



自由通路を利用するには階段かスロープを利用する必要があります

手すりの改善

通路内の手すりには、子供用の低い位置の手すりが設置されていません。

また、手すり端部が突出した形状となっており、衣類の引っかかりの防止や子供の衝突防止などの点で、バリアフリー仕様に改善することが必要です。



手すり端部が突起状になっています

出入口段差の解消

自由通路の駅舎側歩道との出入口には段差があり、利用の際の障がいとなっています。

出入口段差を解消し、誰もが安全・快適に利用できる施設へと改善することが必要です。



歩道からの出入り口には段差があります

(5) 公園の課題

園路の点字ブロック、手すりの整備

公園内の園路に点字ブロック、手すりがなく、視覚障がい者にとって利用しづらい環境のため、その整備が求められます。



かつら公園の園路には手すりも点字ブロックもありません

出入口周りの改善

公園の出入口と歩道との間に段差が見られます。また、車止めの周りには傾斜もあり、平坦で円滑に利用できる出入口となるよう改善が求められます。



歩道との境界部分に段差が見られます

2 - 3 アンケート調査から見た課題

(1) 恵庭駅、恵み野駅周辺地区

駅施設の改善

駅施設全般に対しては、改善されていることへの評価が高い反面、改札口等についてはより広くしてほしいという意見があります。

また、待合室の広さ、いすの配置については、改善されていないという意見も見られます。

駅周辺の移動経路

駅周辺の歩道等の移動経路に関しては、駅前広場の整備が進んだことなどから、「でこぼこや段差の解消」を肯定的に評価する傾向が見られますが、「街灯の明るさ」や「冬季の歩きやすさ」に関しては依然、低い評価となっており、更なる改善の取組みが必要です。

特に、周辺の交差点構造や排水樹・マンホール等の段差、及び歩行者用信号の時間については相対的に評価が低くなっています。

バス利用

バスの利用環境について、最も改善が希望されていることは、運行路線、運行本数の充実となっており、利便性向上を一層進めることが期待されています。

ステップの高さなど車両の構造やバス停の環境などにも依然、課題が残されています。

休憩施設整備

商店街等の休憩施設整備は、高齢者等の外出機会を充実するために重要な取組みですが、認知度が低い上、整備に対する評価も低い状態となっています。



利用している建築施設の問題・課題

1) 恵庭駅周辺地区

「冬季の玄関スロープの歩きにくさ、滑りやすさ」を指摘する意見が最も多くなっています。続いて、「トイレ」、「駐車場」の使いにくさ、「出入口の狭さ」、「案内表示のわかりにくさ」等が挙げられています。

2) 恵み野駅周辺地区

「トイレ」、「駐車場」の使いにくさの指摘が最も多くなっています。続いて、「冬季の玄関スロープの歩きにくさ、滑りやすさ」、「冬季の身体障がい者用駐車場のわかりにくさ」などが挙げられています。

今後のバリアフリー化に向けた取組み課題

「電車やバスなど公共交通サービスの充実」と「施設や車両等の物理的な障害の解消」を挙げる人が多くなっています。

恵庭と恵み野の両地区では施設整備が進められたこともあり、やや前者の意見が多くなっています。



(2) 島松駅周辺地区

駅施設の問題点

「出入口周りの階段」や「駅内部の跨線橋の階段」の利用が不便とする意見が多くなっています。また、「冬のスロープの歩きにくさ」、「出入口の段差」や「改札口の幅の狭さ」を指摘する意見もあります。

附帯施設では「トイレの使いにくさ」と「手すりが未設置で使いづらい」ことを指摘する意見が多く、こうした点の改善が課題と考えられます。

駅周辺の移動経路

「冬の歩きにくさ、滑りやすさ」を挙げる意見が最も多くなっています。
また、「歩道のでこぼこ、歩きにくさ」、「街灯が暗い」という指摘が続いています。

バス利用

恵庭、恵み野地区と同様、バスの利用環境では、最も改善が期待されているのは、運行路線、運行本数の充実となっており、利便性向上を一層進めることが期待されています。

また、「冬季に配慮した暖かなバス停」の整備への期待も見られます。

その他

「冬季の舗装の歩きにくさ、滑りやすさ」を指摘する意見が多いほか、「休憩施設がない」ことが挙げられています。

利用している建築施設の問題・課題

「出入口の段差」、「冬季の玄関アプローチの歩きにくさ、滑りやすさ」を指摘する意見が多いほか、「トイレ」、「駐車場」の使いにくさが挙げられています。

今後のバリアフリー化に向けた取組み課題

施設整備が未着手なこともあり、「施設や車両等の物理的な障がいの解消」を挙げる意見が最も多くなっています。

また、「高齢者・障がい者等の社会参加機会の拡大」や「人的支援や市民理解の増進」を挙げる意見も相対的に多くなっています。



3 . 移動円滑化の基本方針

3 - 1 基本理念

この構想では、第 4 期恵庭市総合計画を踏まえ、恵庭市の移動円滑化の基本方針を次のように定め、子供から高齢者まで、障がいの有無に関わりなくすべての市民誰もがいきいきと健康に暮らし続けることのできるまちづくりを進めることを目指します。

水・緑・花 人がふれあう 生活都市 恵庭

3 - 2 基本目標

行政と市民、関係機関などが密接に連携・協働を図りながら、着実に生活環境の移動円滑化に向けた整備を進めます。

計画の実現は、おおむね 10 年後程度を想定し、移動円滑化に係る事業について重点的、段階的に進めます。



3 - 3 基本方針

水と緑のネットワークづくりなど、恵庭市の地域特性を踏まえた施設整備を進めます。

また、移動に制約のある人への手助けや公共交通サービスの充実など、ソフト面の施策を一体的・総合的に進めるとともに、心のバリアフリーを進める観点から、市民と行政との連携・協働を育む仕組みづくりを進めます。

さらに、施設整備やソフト施策の取り組み状況を継続的に評価・検証し、より良い整備や施策を実施するよう努め、高齢者や障がい者などが自立した日常生活や社会生活を営むことができる、誰もが安心して快適に暮らすことのできる環境整備を進めます。

このような取り組みを具体化するため、次の5つの方針にもとづいて整備を進めます。

(1) 全市的な歩行空間ネットワークの形成

現在恵庭市では、えにわシーニックバイウェイプロジェクトや柏木川プロジェクトなど、道路や河川などの公共空間を生かしたまちづくりが進められています。

少子高齢化など、今後の恵庭市を巡る人口構造の変化を展望すると、都市機能の充実した持続的、魅力的な生活環境整備に向け、市街地の一体化を図るとともに、高齢者や障がい者など、だれもが歩いて暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組むことが重要になっています。

こうしたまちづくりを進めるため、恵庭市都市計画マスタープランや緑の基本計画の計画方針を踏まえ、道路、公園、河川などの公共空間を活用するとともに、公共空間相互の移動の連続性を確保するよう、全市的な歩行空間ネットワークの形成を目指します。

(2) 公共交通の充実

今後恵庭市では、高齢者や障がい者などが、地域社会の担い手として重要な役割を受け持ち、誰もが生き生きと活躍できる生活環境整備を図ることが求められています。

そのためには、高齢者をはじめとした移動に制約のある人誰もが、自由で安全にまちの中を移動できる環境づくりを進める必要があります。特に自動車を運転しない人々の、日常的な外出に伴う移動を支える、鉄道やバスなどの公共交通サービスの充実・向上が求められています。

このため、駅など鉄道とバス、タクシーなどが集まる公共交通の結節点では、公共交通機関相互の乗継などの際のバリアを解消するとともに、駅と連絡する歩道など、周辺移動経路のバリアフリー化を重点的に進めます。

また、冬季の積雪時の外出を支援する移動・移送サービスを充実し、障がい者などの社会参加を促進します。

(3) 恵庭らしい整備

冬の積雪・寒冷時の、円滑な移動動線経路の確保に向けて、施設整備の工夫を進めるとともに、地域住民の参加と協力によって、除雪や排雪の徹底、さらには滑り止め砂の散布に取り組むなど、地域としての総合的な取り組みを目指します。

施設整備の工夫では、高齢者や障がい者などの意見を取り入れながら、維持管理コストの少ない、地域の実情に即した恵庭らしい整備の推進を目指します。

また、恵庭市では漁川、柏木川など市街地を特色付けている河川空間を活用した、個性的、魅力的なまちづくりが進められています。こうした取り組みをもとに、河川空間のバリアフリー化を今後とも積極的に進め、歩行空間ネットワーク形成の重要な構成要素として活用することを促進します。

(4) 市民、地域の事業者などと行政との連携・協働

まちの中のバリアには、歩道と建物との間の段差など、施設と施設の境界上に生じているケースが数多くあります。その解消には、公共空間相互の連続性確保や生活関連施設のバリアフリー化など、生活環境の面的なバリアフリー化をきめ細かく進める必要があり、様々な分野にわたる整備を一体的・総合的に進めることが重要です。

このため、地域の住民や住民団体、さらには企業や商店街などと行政との連携・協働により、外出の手助けや何気ない気配りなどをはじめとして、様々な分野のバリアフリー化に総合的に取り組みます。

また、面的な整備には長い期間を要するとともに、一度の施設整備で終わるのではなく、より良い整備とするための継続的な取り組みが重要になります。

行政と市民、事業者などの参加により、整備内容の評価・検証を行い、次の整備に生かすなどの持続的、段階的なスパイラルアップの取り組みを進めます。

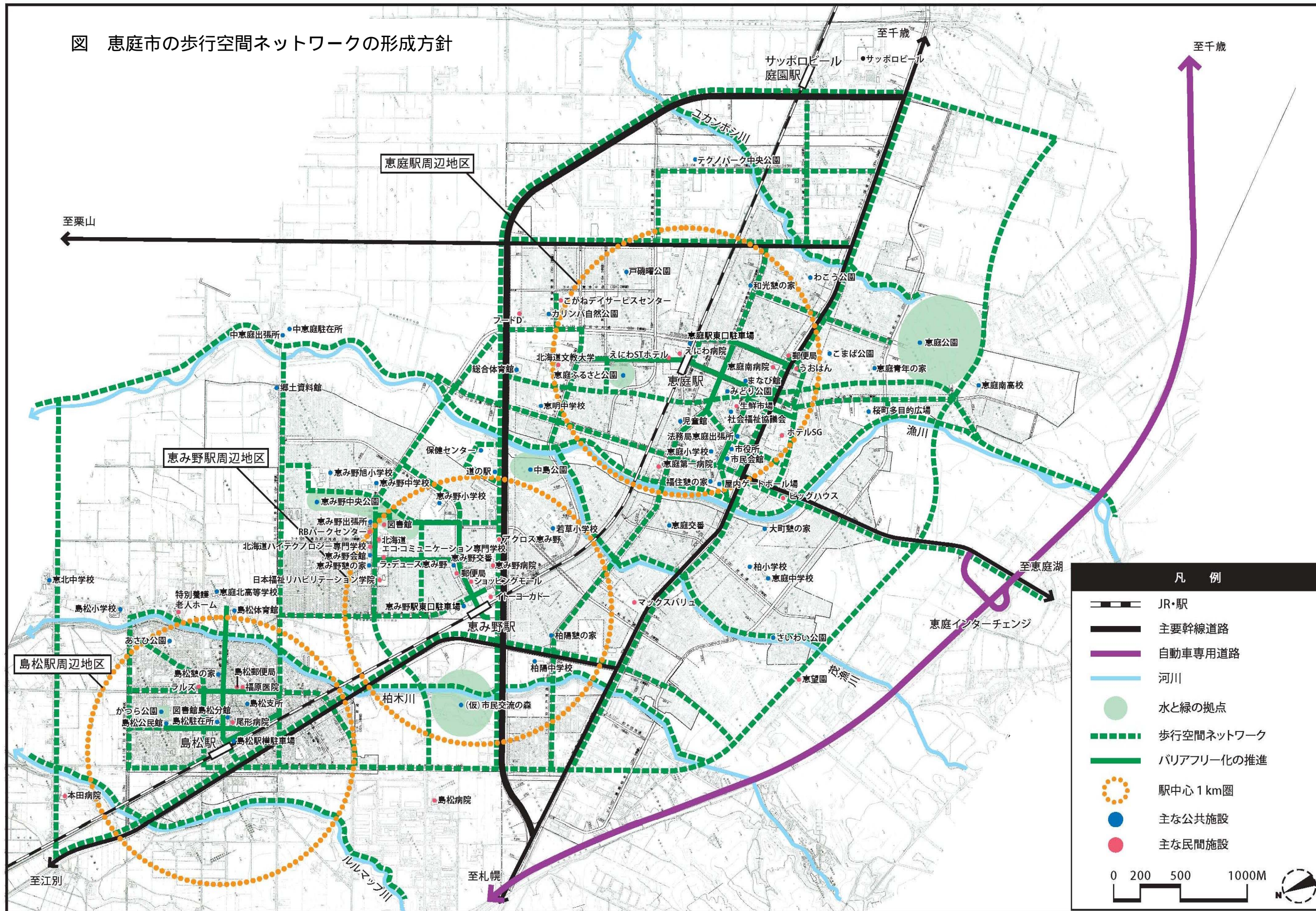
(5) 市民の理解と関心の醸成

地域の生活環境のバリアフリー化の促進には、施設整備とともに、雇用や社会参加などを巡っての高齢者、障がい者などに対する「心のバリアフリー」を進めることが重要です。

また、ハード・ソフトの両面から、バリアを生み出さない地域社会の日常的なしくみづくりも必要です。

このため、成人を対象とした生涯学習や子供を対象とした教育などの機会を積極的に活用し、バリアフリーの生活環境整備に対する市民一人一人の理解と関心を醸成するなど、地域住民の連携・協働による取り組みを促進するよう努めます。

図 恵庭市の歩行空間ネットワークの形成方針



4 . 重点整備地区・生活関連経路の設定

4 - 1 重点整備地区・生活関連経路の設定方針

(1) 重点整備地区設定の考え方

バリアフリー新法の規定によると、同法は「高齢者や障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上」を推進することを目的としており、「重点整備地区」におけるバリアフリー化を重点的に進めることが求められています。

本構想においては、この考え方を基本に、バリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、重点整備地区を設定します。

バリアフリー新法の重点整備地区に関する規定を踏まえ、以下の要件に照らして総合的に判断し、バリアフリー化事業の実施が特に必要な地区を重点整備地区とします。

配置上の要件

生活関連施設（高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。）の立地する区域を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区で、次の要件を満たす地区とする必要があります。

- ・生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区であること
- ・地区全体の面積がおおむね400ha（2km四方）未満であること
- ・生活関連施設のうち旅客施設及び官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当する施設がおおむね3以上所在すること
- ・生活関連施設を利用する高齢者、障がい者等により、これら施設相互間の移動が徒歩で行われると見込まれること

地区の施設整備上の要件

生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。）を構成する道路、駅前広場、通路その他一般の交通に供する施設について、移動等円滑化のための事業実施が必要な地区とする必要があります。

(2) 生活関連施設設定の考え方

バリアフリー新法では、生活関連施設として「高齢者、障がい者等が日常利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設など」と位置づけし、この「生活関連施設」相互の徒歩による移動等の円滑化のために実施すべき事業として「特定事業」を定めることになっています。

生活関連施設の例

高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する以下のような施設

- ・官公庁施設、病院、集会所、ホテル、老人ホーム、老人福祉施設、体育館、文化施設、郵便局、スーパーマーケット等

(3) 生活関連経路の設定の考え方

バリアフリー新法では、生活関連施設相互間を結ぶ経路を「生活関連経路」と位置づけし、この「生活関連経路」の徒歩による移動等の円滑化を図るため、「道路特定事業」などバリアフリー化を推進するための特定事業を具体的に定めることになっています。

また、恵庭市では全市の市街地を網羅する歩行空間ネットワークを設定し、長期的な視点からバリアフリー化等の整備を進めています。

さらに、市民からは子供たちの利用する通学路を含めて地域の円滑な歩行者動線形成の要請もあり、これらを踏まえた生活関連経路の設定が求められています。

このため、重点整備地区の生活関連経路整備と一体的・総合的に整備し、歩行空間ネットワークの形成に取り組めます。



4 - 2 恵庭駅周辺地区の整備方針

(1) 恵庭駅周辺地区の整備目標

恵庭駅周辺地区の整備目標

魅力的で活力ある中心市街地の形成

恵庭駅周辺地区では、自由通路、駅舎、東口駅前広場などのバリアフリー化が進められ、利用者の利便性向上などに大きな効果がもたらされています。

今後、生活関連施設や商店街などとの歩行者ネットワーク形成を進めるとともに、公園などのバリアフリー化を着実に進め、誰にとっても利用しやすく、魅力的で活力ある中心市街地の形成を進めます。

(2) 恵庭駅周辺地区の施策の展開方針

歩行者ネットワークの形成

都市計画マスタープランで方針が示されている道路整備、歩行者・自転車道整備、水と緑のまちづくりの各方針に基づいて歩行空間のネットワークを形成します。

恵庭駅を中心に、概ね1 km圏内にある公共施設、医療施設、福祉施設、店舗などの生活関連施設や、公園、商店街など多くの人々が利用する施設相互間を結ぶ移動円滑化ネットワークを形成します。

特に利用者が多い路線については、沿道の環境整備とあわせながら、重点的に歩道・交差点の整備・改善や、音響信号機・街路灯などの設備の設置を進めます。

移動の円滑化を進める拠点の形成

自由通路、駅舎などの交通結節点整備に合わせて、引き続き人々の交流や公共交通機関などへの乗り継ぎ拠点となる駅前広場の整備およびコミュニティバスの利便性向上などを進めます。

主要な歩行者動線の結節点などに、交流や休憩ができる憩いのスペースの設置を図ります。

沿道の施設とのアクセス性の向上

漁町商店街、恵庭駅前通商店街をバリアフリーに対応した商店街として位置付け、

歩道・交差点の整備改善にあわせて、施設管理者の理解と協力を得ながら、商業や業務施設のバリアフリー化やソフト面の取り組みを進めます。

恵庭市役所や市民会館、商工会議所など恵庭大通周辺の生活関連施設のアクセス性の向上とバリアフリー化を進めます。

医療施設や商業施設などが集中して立地する道道江別恵庭線沿いの生活関連施設について、施設管理者の理解と協力を得ながらバリアフリー化を進めます。

恵庭ふるさと公園、カリンバ自然公園を緑の拠点としてバリアフリー化を進めます。

住民、施設利用者の理解の向上

生活関連経路の沿道住民の理解と協力を得ながら、歩行の障害となる看板・商品などの整理を進めるとともに、ベンチなどの休憩施設の設置を図ります。

恵庭駅や駅前広場など周辺施設の利用者の理解と協力を得ながら、歩行の障害とならないような駐輪・駐車などへの配慮や、移動制約者に対するさりげない手助けなどの実現に努めます。

冬季の積雪・路面凍結等への対応

冬季の積雪や凍結による歩道、横断歩道の歩行環境の悪化には、施設整備のみで対応することはできません。

このため、冬季のつるつる路面、悪路等への対応を図るため、地域住民と行政との協働による除雪、排雪などを進めるとともに、滑り止め砂箱の設置などに取り組み、地域全体でバリアフリー化に取り組めます。



(3) 恵庭駅周辺地区の課題への対応方針

恵庭駅周辺地区では、道路、西口駅前広場、公共建築物、都市公園などについて特定事業への位置づけを図り、歩道の整備、改善などバリアフリー化を進めます。

また、コミュニティバスの運行等について、利用環境の改善・向上に努めることとします。

図 恵庭駅周辺地区の課題への対応の考え方

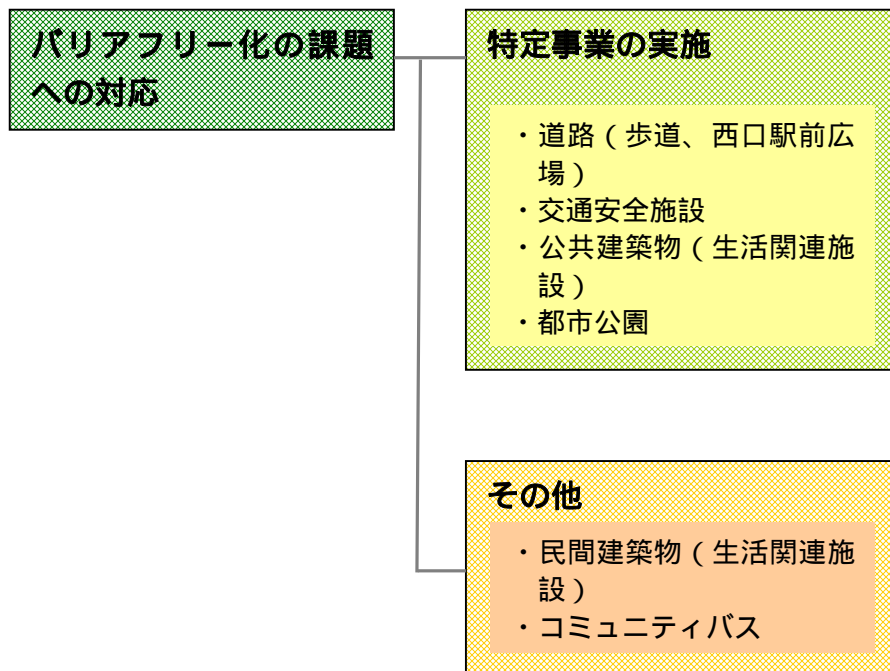
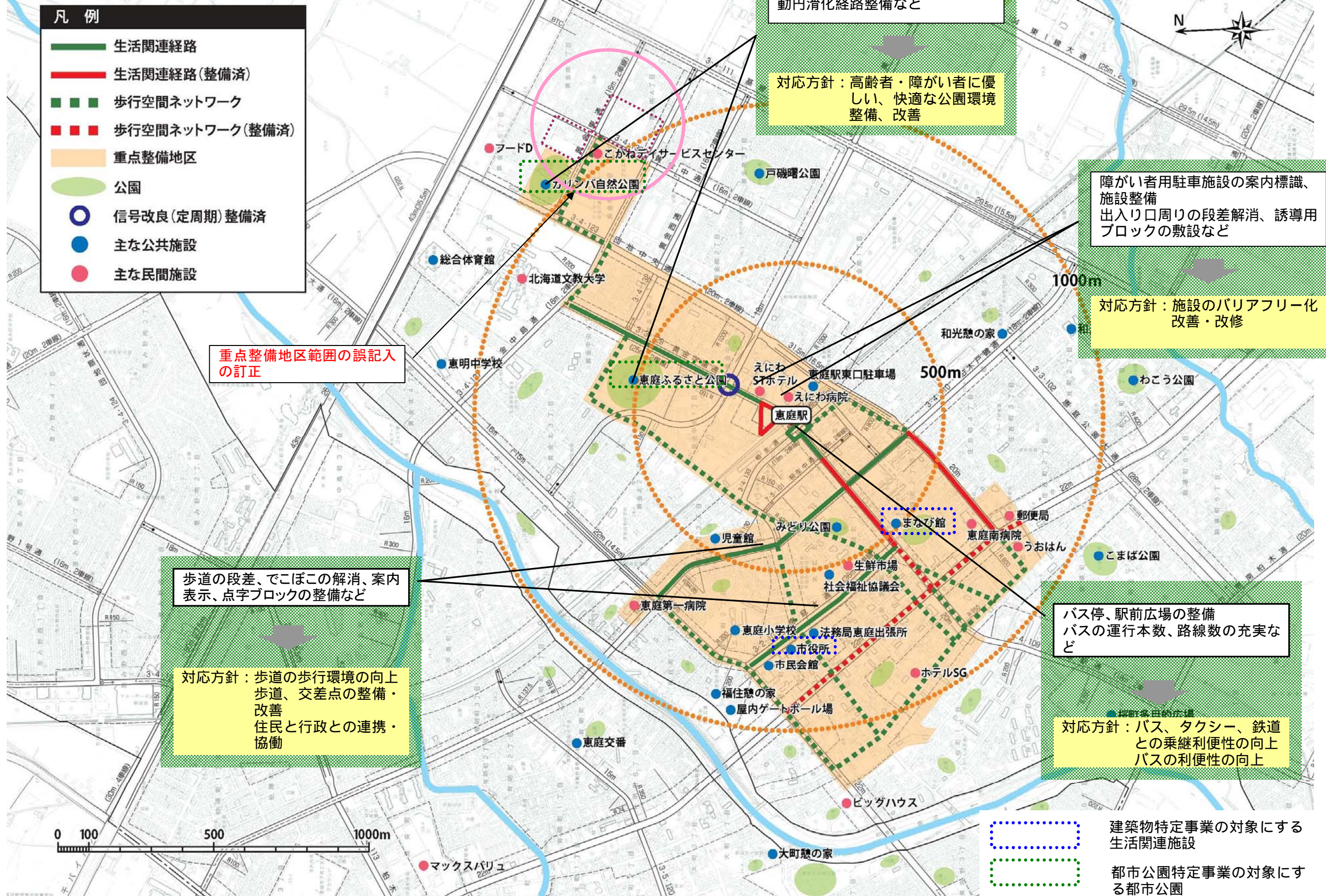


図 恵庭駅周辺地区の課題と対応方針



(4) 恵庭駅周辺地区の重点整備地区・生活関連経路の設定

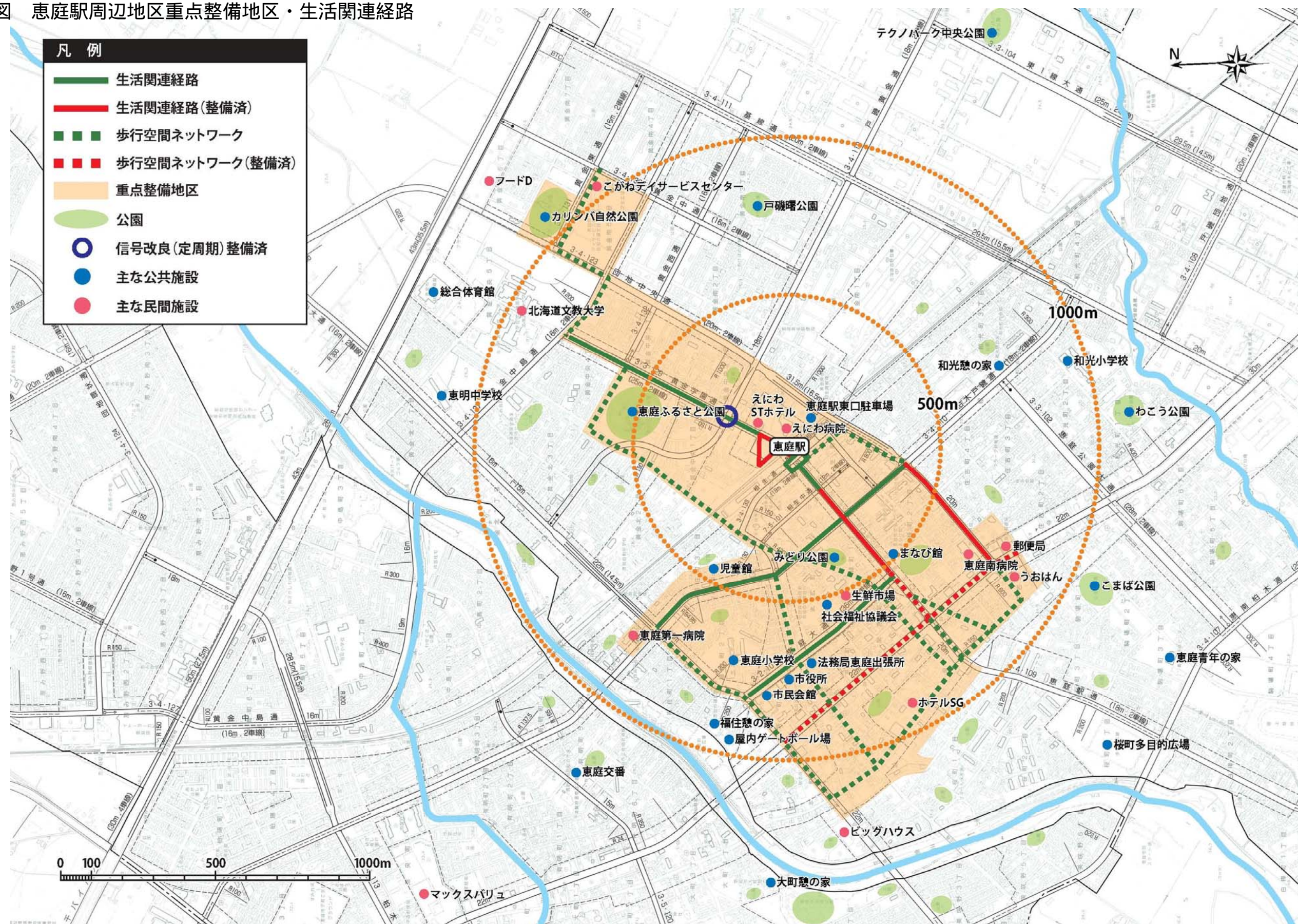
恵庭駅周辺地区では、これまでの駅舎・自由通路、駅前広場及び歩道などのバリアフリー化の実績を踏まえるとともに、都市公園などの新たなバリアフリー化整備を進めるため、バリアフリー新法の規定を踏まえて重点整備地区の見直しなどを行い、重点的・一体的にバリアフリー化を進めることとします。

生活関連施設としてはバリアフリー新法の規定を踏まえ、次の施設を生活関連施設として想定のうえ、今後、施設管理者等と協議することとします。

表 恵庭地区生活関連施設

施設区分	施設名	施設管理者	備考
旅客施設	恵庭駅	J R 北海道	特定旅客施設
官公庁施設	恵庭市役所	恵庭市	高齢者、障がい者とともに市民利用の多い施設
	恵庭市市民会館	恵庭市	
	法務局恵庭出張所	法務局	
医療・福祉施設	えにわ病院	民間	高齢者、障がい者とともに市民利用の多い施設
	恵庭第一病院	民間	
	恵庭南病院	民間	
	恵庭市社会福祉協議会	社会福祉法人	高齢者、障がい者の利用の多い施設
	こがねデイサービスセンター	社会福祉法人	
文化施設	まなび館	恵庭市	高齢者、障がい者とともに市民利用の多い施設
商業・宿泊施設	恵庭郵便局	日本郵便	
	えにわステーションホテル	民間	
	恵庭ビジネスホテルS G	民間	
	ジェイ・アール生鮮市場 恵庭店	民間	スーパー
	うおはん	民間	
駐車場施設	恵庭駅東口駐車場	恵庭市	バリアフリー施設
都市公園	恵庭ふるさと公園	恵庭市	
	カリンバ自然公園	恵庭市	

図 恵庭駅周辺地区重点整備地区・生活関連経路



(5) 特定事業の整備方針

道路特定事業

道路特定事業としては、これまでの計画を踏まえ、次の経路を選定して引き続き歩道、交差点の改修などバリアフリー化を進めます。

表 恵庭駅周辺地区の生活関連経路一覧

番号	種別	路線名	区間(起点～終点)	延長	歩道幅員(m)	車道幅員(m)
1	道道	恵庭駅通	相生町14～栄恵町73-2	480	4.5	11.0
2	市道	恵庭大通	栄恵町73-2～新町10	600	4.0	15.0
3	市道	柏木戸磯通	福住町2丁目1～緑町166	1,000	3.5	11.0
4	市道	団地中央通	住吉町90～緑町166	400	1.7	5.5
5	市道	黄金学園通	黄金町～黄金町	700	7.5	10.0

交通安全特定事業

音響式信号機の設置など、歩行者の安全確保に向けた取り組みを進めます。

建築物特定事業

表 建築物特定事業の対象とする生活関連施設一覧

番号	名称	施設管理者	事業メニュー例
1	恵庭市役所	恵庭市	出入口、案内表示、トイレ等の整備、駐車場と出入口との移動円滑化経路の整備など
2	まなび館	恵庭市	出入口、案内表示、トイレの整備など

都市公園特定事業

恵庭ふるさと公園、カリンバ自然公園を対象に都市公園特定事業を進め、駐車場と公園出入口との移動円滑化経路、案内表示の整備などを進めます。

表 都市公園特定事業の対象とする都市公園一覧

番号	名称	施設管理者	事業メニュー例
1	恵庭ふるさと公園	恵庭市	出入口、駐車場、案内表示の整備など
2	カリンバ自然公園	恵庭市	出入口、駐車場、案内表示の整備など

4 - 3 恵み野駅周辺地区の整備方針

(1) 恵み野駅周辺地区の整備目標

恵み野駅周辺地区の整備目標

歩いて暮らせる安全・安心なまちづくり

恵み野駅と生活関連施設相互を結ぶ歩行者ネットワークの形成を進め、誰にとっても安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(2) 恵み野駅周辺地区の施策の展開方針

歩行者ネットワークの形成

都市計画マスタープランで方針が示されている道路整備、歩行者・自転車道整備、水と緑のまちづくりの各方針に基づいて歩行空間のネットワークを形成します。

恵み野駅を中心に、概ね1km圏内にある公共施設、医療施設、福祉施設、店舗などの生活関連施設や、公園、商店街など多くの人が利用する施設相互間を結ぶ移動円滑化ネットワークを形成します。

特に利用者が多い路線については、引き続き沿道の環境整備とあわせながら、歩道・交差点の整備・改善や、音響信号機などの設備の設置を進めます。

移動の円滑化を進める拠点の形成

自由通路、駅舎、駅前広場の整備や路外駐車場、駐輪場などの整備を踏まえ、バスや鉄道など公共交通のサービス向上に努め、駅周辺の交通結節点機能整備を引き続き進めます。

沿道の施設とのアクセス性の向上

恵み野駅前の沿道商店街をバリアフリーに対応した商店街として位置付け、歩道・交差点の整備・改善にあわせて、商店のバリアフリー化やソフト面の取り組みを進めます。

恵み野出張所周辺に集中して立地する憩の家や市立図書館などの生活関連施設のアクセス性の向上を進めます。

恵み野1号線沿道の病院・商店街とのアクセス性の向上を、施設管理者等の協力を得

ながら進めます。

恵み野中央公園を緑の拠点としてバリアフリー化を進めます。

住民、施設利用者の理解の向上

生活関連経路の沿道住民の理解と協力を得ながら、歩行の障がいとなる看板・商品などの整理を進めるとともに、ベンチなどの休憩施設の設置を図ります。

恵み野駅や周辺施設の利用者の理解と協力を得ながら、歩行の障がいとならないような駐輪・駐車などへの配慮や、移動制約者に対するさりげない手助けなどの実現に努めます。

冬季の積雪・凍結に対して配慮します

冬季の積雪や凍結による歩道、横断歩道の歩行環境の悪化には、施設整備のみで対応することはできません。

このため、冬季のつるつる路面、悪路等への対応を図るため、地域住民と行政との協働による除雪、排雪などを進めるとともに、滑り止め砂箱の設置などに取り組み、地域全体でバリアフリー化に取り組めます。



(3) 恵み野駅周辺地区の課題への対応方針

恵み野駅周辺地区では、道路、公共建築物、都市公園などについて特定事業への位置づけを図り、歩道の整備、改善などバリアフリー化を進めます。

また、コミュニティバスの運行等については、利用環境の改善・向上に努めることとします。

図 恵み野駅周辺地区の課題への対応の考え方

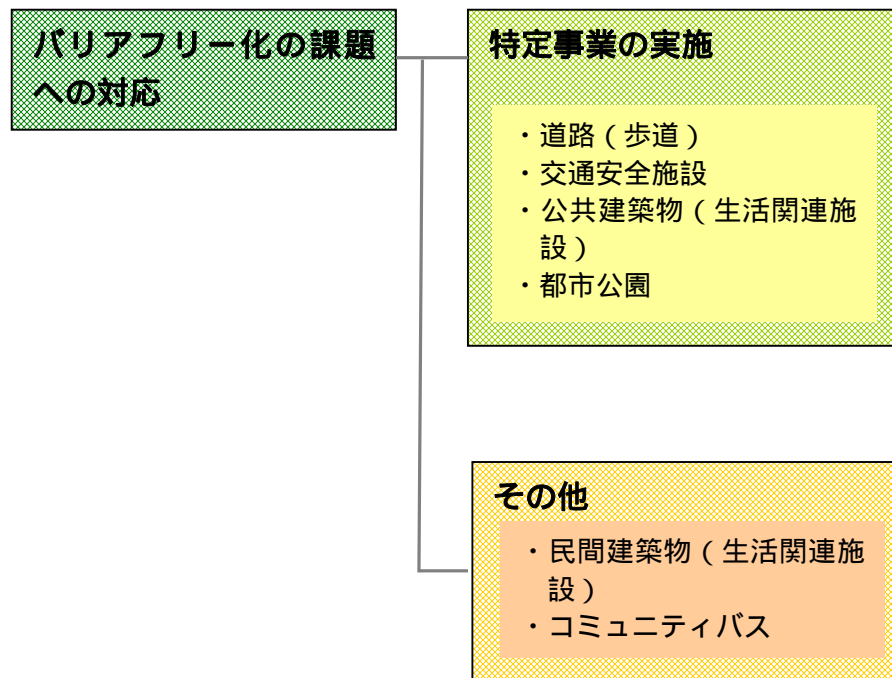
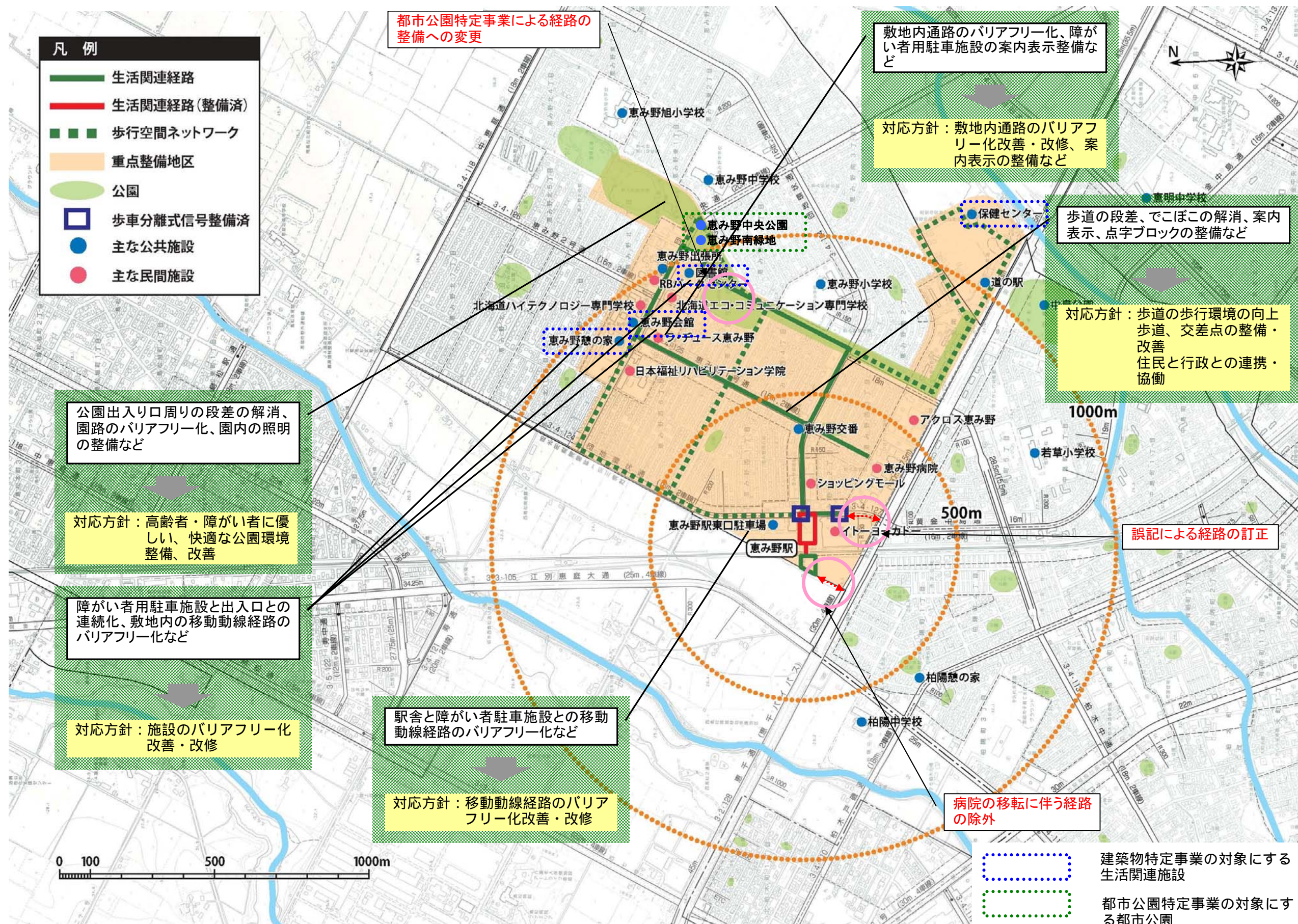


図 恵み野駅周辺地区の課題と対応方針



(4) 恵み野駅周辺地区の重点整備地区・生活関連経路の設定

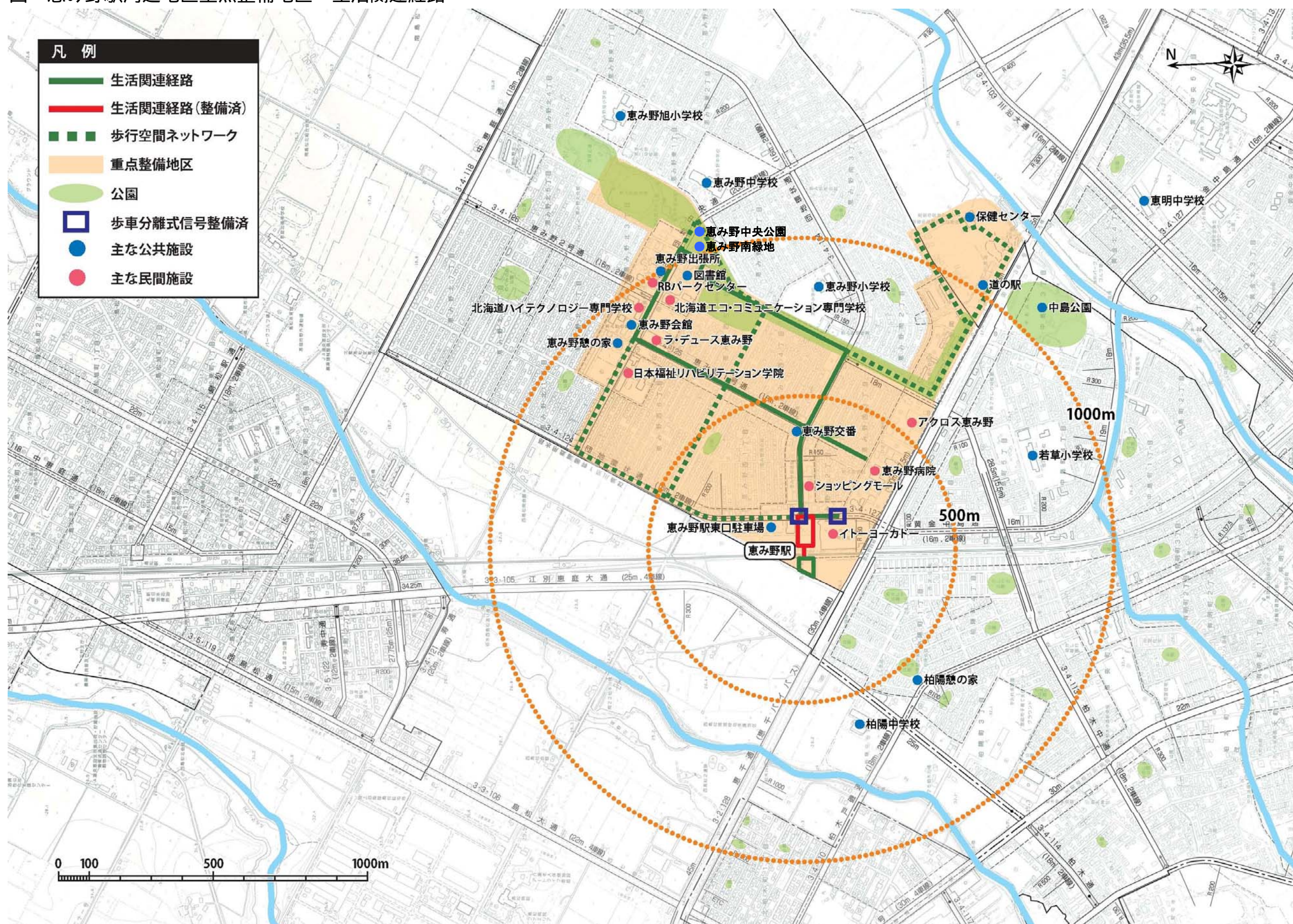
恵み野駅周辺地区では、駅舎、自由通路、駅前広場などのバリアフリー化の実績を踏まえるとともに、都市公園などの新たなバリアフリー化整備を進めるため、バリアフリー新法の規定を踏まえて重点整備地区の見直しなどを行い、重点的・一体的にバリアフリー化を進めることとします。

生活関連施設としてはバリアフリー新法の規定を踏まえ、次の施設を生活関連施設として想定のうえ、今後、施設管理者等と協議することとします。

表 恵み野地区生活関連施設

施設区分	施設名	施設管理者	備考
旅客施設	恵み野駅	J R 北海道	特定旅客施設
官公庁施設	恵み野会館	恵庭市	高齢者、障がい者とともに市民利用の多い施設
	恵庭市役所恵み野出張所	恵庭市(R B パーク)	
医療・福祉施設	恵み野病院	民間	高齢者、障がい者とともに市民利用の多い施設
	恵庭市保健センター	恵庭市	
	ラ・デュ ス恵み野	社会福祉法人	ハートビル法認定建築
	恵み野憩の家	恵庭市	
文化施設	道の駅花ロード恵庭	恵庭市	高齢者、障がい者とともに市民利用の多い施設
	恵庭市立図書館	恵庭市	
商業施設	アクロス恵み野	民間	ショッピングセンター
	恵み野ショッピングモール	民間	
	イトーヨーカドー	民間	総合スーパー
駐車場施設	恵み野駅東口駐車場	恵庭市	バリアフリー施設
都市公園	恵み野中央公園	恵庭市	
	恵み野南緑地	恵庭市	

図 恵み野駅周辺地区重点整備地区・生活関連経路



(5) 特定事業の整備方針

道路特定事業

道路特定事業としては、これまでの計画を踏まえ、次の経路を選定して引き続き歩道、交差点の改修などバリアフリー化を進めます。

表 恵み野駅周辺地区の生活関連経路一覧

番号	種別	路線名	区間(起点～終点)	延長	歩道幅員(m)	車道幅員(m)
1	市道	団地中央通	恵み野西5丁目3～恵み野西5丁目10	300	5.0	10.0
2	市道	団地環状通	恵み野西1丁目8～恵み野南2丁目1-3	600	3.5	9.0
3	市道	恵み野1号通	恵み野西5丁目3-1～恵み野西2丁目7-20	850	3.5	9.0
4	市道	黄金中島通	恵み野西2丁目1-3～恵み野西2丁目3-3	100	3.0	9.0

交通安全特定事業

音響式信号機の設置など、歩行者の安全確保に向けた取り組みを進めます。

建築物特定事業

表 建築物特定事業の対象とする生活関連施設一覧

番号	名称	施設管理者	事業メニュー例
1	恵み野会館	恵庭市	出入口、案内表示、トイレの整備など
2	恵庭市保健センター	恵庭市	出入口、案内表示、トイレの整備など
3	恵み野憩の家	恵庭市	出入口、案内表示、トイレの整備など
4	恵庭市立図書館	恵庭市	駐車場と玄関との移動円滑化経路整備など

都市公園特定事業

恵み野中央公園を対象に都市公園特定事業を進め、園路、出入り口のバリアフリー化、案内表示の整備などを進めます。

表 都市公園特定事業の対象とする都市公園一覧

番号	名称	施設管理者	事業メニュー例
1	恵み野中央公園	恵庭市	園路、出入り口、駐車場の整備など
2	恵み野南緑地	恵庭市	園路、出入り口、駐車場の整備など

4 - 4 島松駅周辺地区の整備方針

(1) 島松駅周辺地区の整備目標

島松駅周辺地区の整備目標

長く住み続けることのできる安心・安全な生活環境整備

島松駅周辺地区では、高齢者や障がい者など、地域住民誰もが快適に暮らすことのできる生活基盤の改善・向上を図ることが求められています。

このため、駅や商店街及び地域の生活関連施設を円滑に結ぶ歩行者動線経路を整備するとともに、交通結節点、生活関連施設のバリアフリー化を進め、高齢者、障がい者など誰もが快適に長く住み続けることのできる、安心・安全な生活環境整備を進めます。

(2) 島松駅周辺地区の施策の展開方針

歩行者ネットワークの形成

都市計画マスタープランで方針が示されている道路整備、歩行者・自転車道整備、水と緑のまちづくりの各方針に基づいて歩行空間のネットワークを形成します。

この方針を踏まえ、長期的な視点から歩行空間の整備に取り組むとともに、本構想で位置づけする生活関連経路について、重点的に整備を進め、徒歩による円滑な移動環境の整備を進めます。

特に、多くの地域住民が日常的に利用する島松駅や公民館、憩の家などの公共施設及び商業・医療施設などを結ぶ歩行者動線を生活関連経路として位置づけ、徒歩による移動の円滑化を図ります。

また、島松自由通路について、歩行の利便性、快適性を高めるためのエレベーターの設置などを図り、鉄道をはさむ市街地全体からの駅利用の利便性向上を図ります。

施設と経路の一体的な整備

歩道や自由通路のバリアフリー化と合わせて、公共施設、医療施設など生活関連施設及び都市公園であるかつら公園のバリアフリー化整備とを一体的、総合的に進め、島松地区の生活環境全体のバリアフリー化を進め、高齢者、障がい者の社会参加基盤を形成するとともに、誰もが住みよい地域づくりを進めます。

住民、施設利用者の理解の向上

歩道上の看板や障がい者用駐車施設の不法駐車、駐輪により、車いす利用者や視覚障がい者の歩行や移動の妨げになる例が見られます。

このため、沿道住民、施設利用者等のバリアフリーについての理解と関心を高め、歩道や駐車場の適正な利用の実現に努めます。

また、自転車利用のマナーの向上や移動に制約のある人へのちょっとした手助けを実現するよう、心のバリアフリーを進めます。

冬季の積雪・路面凍結等への対応

冬季の積雪や凍結による歩道、横断歩道の歩行環境の悪化には、施設整備のみで対応することはできません。

このため、冬季のつるつる路面、悪路等への対応を図るため、地域住民と行政との協働による除雪、排雪などを進めるとともに、滑り止め砂箱の設置などに取り組み、地域全体でバリアフリー化に取り組めます。



(3) 島松駅周辺地区の課題への対応方針

島松駅周辺地区では、道路、駅前広場、公共建築物、都市公園などについて特定事業への位置づけを図り、歩道の整備、改善などバリアフリー化を進めるとともに、駅舎の整備・コミュニティバスの運行等については、利用環境の改善・向上に努めることとします。

図 島松駅周辺地区の課題への対応の考え方

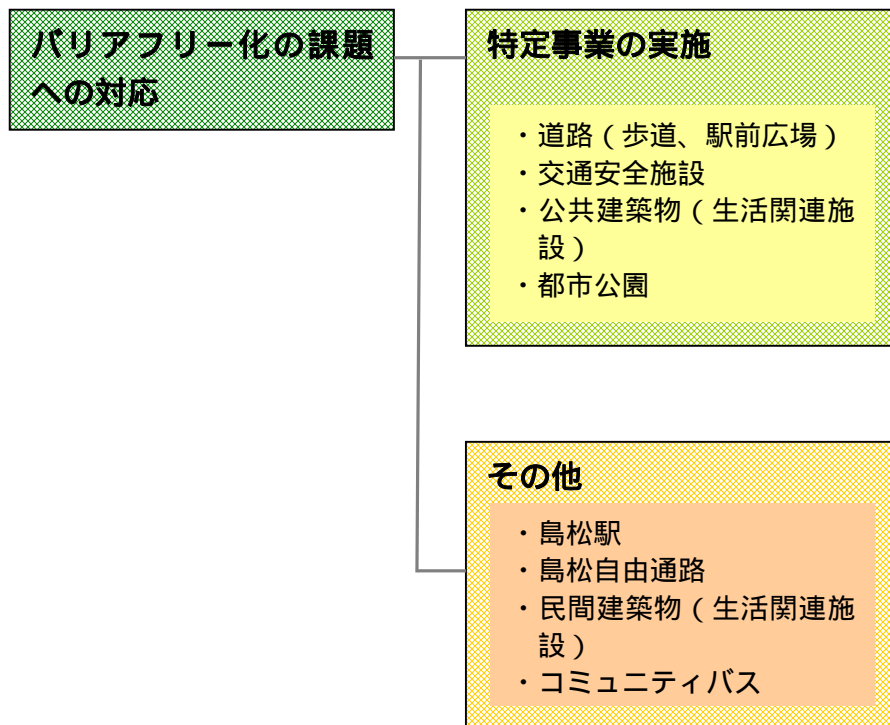
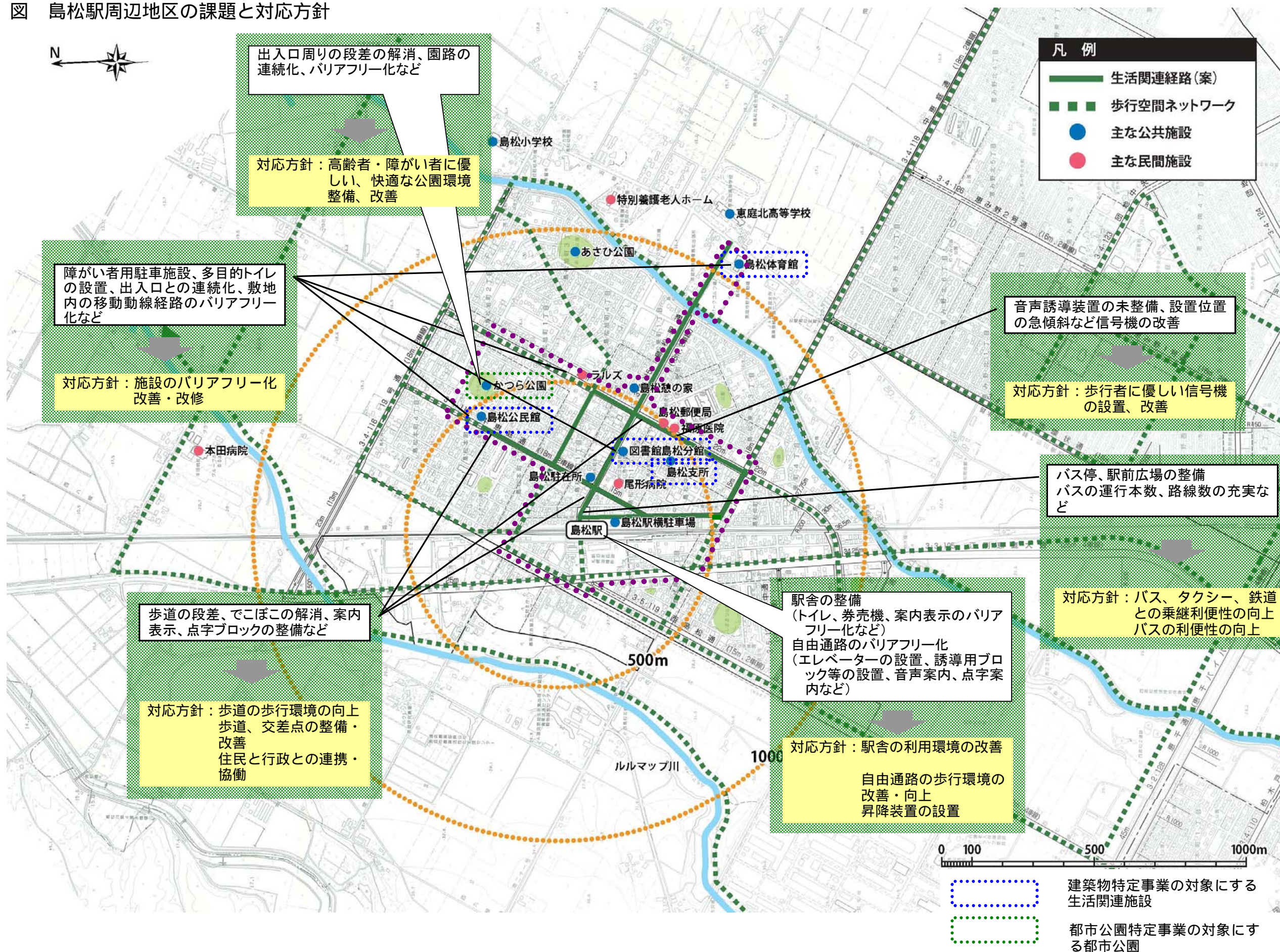


図 島松駅周辺地区の課題と対応方針



(4) 島松駅周辺地区の重点整備地区・生活関連経路の設定

島松駅周辺地区では、バリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、生活関連施設の立地状況等を踏まえ、島松駅や島松体育館、島松公民館などを含む一帯を重点整備地区として定めます。

また、生活関連施設としてはバリアフリー新法の規定を踏まえ、次の施設を生活関連施設として想定のうえ、今後、施設管理者等と協議することとします。

表 島松駅周辺地区生活関連施設

施設区分	施設名	施設管理者	備考
旅客施設	島松駅	J R 北海道	
官公庁施設	恵庭市島松支所	恵庭市	高齢者、障がい者とともに市民利用の多い施設
医療・福祉施設	尾形病院	民間	高齢者、障がい者とともに市民利用の多い施設
	福原医院	民間	
	島松憩の家	恵庭市	ハートビル法認定建築
文化施設	島松公民館	恵庭市	高齢者、障がい者とともに市民利用の多い施設
	島松体育館	恵庭市	
	恵庭市図書館島松分館	恵庭市	
商業施設	島松郵便局	日本郵便	
	ラルズ	民間	スーパー
駐車場施設	島松駅横駐車場	恵庭市	バリアフリー対応済
都市公園	かつら公園	恵庭市	

(5) 特定事業の整備方針

道路特定事業

道路特定事業としては、島松駅前広場を含む次の経路を選定し、歩道、交差点の改修などバリアフリー化を進めます。

表 島松駅周辺地区の生活関連経路一覧

番号	種別	路線名	区間(起点～終点)	延長	歩道幅員(m)	車道幅員(m)
1	道道	島松停車場線	島松本町1丁目6-1～島松仲町2丁目11-11	910	3.0～3.5	9.0～15.0
2	市道	島松駅通	島松東町1丁目1-1～南島松392	640	3.0～3.5	7.5～11.0
3	市道	島松中通	島松仲町2丁目11-11～島松本町3丁目12-20	880	3.0	9.0
4	市道	南20号島松線	島松本町1丁目8-5～島松本町2丁目26-10	260	3.0	9.0
5	市道	島松駅沿線	島松仲町1丁目2-26～島松仲町1丁目2-15	400	2.5	6.5
6	市道	西6線	島松仲町1丁目2-26～島松仲町1丁目2-15	400	2.5	6.5
7	駅前広場(市道)	島松駅前広場(島松北1号線) (島松南1号線)	島松本町1丁目2-1～島松本町1丁目	30	3.0	10.0
			島松仲町1丁目2-26～島松仲町1丁目3-4	30	3.0	10.0

交通安全特定事業

音響式信号機の設置など、歩行者の安全確保に向けた取り組みを進めます。

建築物特定事業

表 建築物特定事業の対象とする生活関連施設一覧

番号	名称	施設管理者	事業メニュー例
1	島松公民館	恵庭市	出入口、案内表示、身体障がい者用駐車施設整備など
2	恵庭市図書館島松分館	恵庭市	出入口、案内表示、身体障がい者用駐車施設整備など
3	恵庭市島松支所	恵庭市	出入口、案内表示、トイレの整備など
4	島松体育館	恵庭市	身体障がい者用駐車施設整備、駐車場と玄関との移動円滑化経路整備など

都市公園特定事業

かつら公園を対象に都市公園特定事業を進め、園路、出入り口のバリアフリー化、案内表示の整備などを進めます。

表 都市公園特定事業の対象とする都市公園一覧

番号	名称	施設管理者	事業メニュー例
1	かつら公園	恵庭市	出入り口、園路、案内表示の整備など

5．構想の推進に向けて

5 - 1 心のバリアフリーの推進

駅舎や自由通路のバリアフリー化整備の行われた、恵庭駅と恵み野駅の利用者には、バリアフリー化に向けた整備によって外出機会が増えるなど、その整備に対する高い評価が見られます。

しかし、積雪寒冷の気候風土を有する北海道では、施設や設備などの物理的なバリアの除去が進んでも、バリアフリーを十分に実現することはできません。

段差などの物理的なバリアにより困っている人がいる時、まわりの人のちょっとした気遣いや思いやりの心でその人の移動を手助けしてあげるなどの取り組みが重要になります。

市民誰もがバリアフリーについての理解と関心を深め、高齢者・障がい者をはじめ、周囲の人に対する思いやりの心を持つことが必要です。

(1) 広報・啓発活動の実施

バリアフリーのまちづくりの推進に向け、必要性をアピールし、バリアフリーについての関心を高めるための各種施策を進める必要があります。

そのため、ホームページや広報パンフレットなどの各種広報媒体を活用した啓発活動を進めていきます。

また、バリアフリーに関するシンポジウムや展示会の開催、優良事業者の表彰、バリアフリー対応施設がわかるシンボルマークの作成や市内のバリアフリーマップの作成などを進めます。

(2) 教育・学習機会の提供

思いやりの心を育てる教育や、高齢者や障がい者への理解を深めるための各種施策を行うことが重要になります。

このため、福祉施策との連携により、学校や地域での高齢者や障がい者との交流を促進するとともに、車いすや高齢者疑似体験キットなどを利用した体験会を開催するなどの機会をつくります。

また、学校でのバリアフリーに関する学習や点字、手話、介助などの講座、講習会の開催など、子供の時から教育・学習機会を提供し、ユニバーサルな地域社会づくりに向けた取り組みを進めます。



5 - 2 施策の連携

バリアフリーのまちづくりを進めるためには、施設や設備の物理的な整備とともに、高齢者や障がい者の生活を支援する各種ソフト面の施策との連携・協働が重要になります。

ハード面とソフト面が相互に補い合って、市民、事業者、行政など地域全体で支えあう環境整備を実現する必要があります。

(1) 移動・移送サービスとの連携

冬季の外出や大きな荷物を運ぶ必要のある買い物などの際には、歩道整備を始め病院、店舗、公共施設など施設のバリアフリー化のみでは、高齢者や障がい者の生活支援に十分つながりません。

このため、自宅と目的地との間の移動や移送のサービスを充実し、施設のバリアフリー化と連携・連動していきます。



(2) 商店街等との連携

商品の配送サービスや、店舗、商店街でのタウンモビリティサービスを実施するなど、地域の商店、商店街の買い物サービスをバリアフリーのまちづくりの一環として進め、高齢者や障がい者も長く住み続けられる安全・安心の生活環境整備に取り組みます。

歩行の障がいとなる看板や商品の整理、歩道駐車をなくすとともに、高齢者、障がい者などが休憩できるベンチなど休憩施設の設置を進めます。

また、駅周辺の駐輪・駐車など、歩行の妨げになるような事項について、適切な対応を図ります。

(3) まちづくり施策との連携

まち中居住施策、さらには持続可能なまちづくりに向けたコンパクトシティ施策など、高齢者、障がい者をはじめ、誰もが移動負担や除雪などの社会資本の維持管理コストの少ないまちづくり施策と連携し、少子・高齢化など人口や社会構造の変化に対応する取り組みを進めます。

5 - 3 推進体制の確立

施設整備をはじめ、バリアフリー化に向けた施策の展開には、地域の特性を踏まえつつ利用者の声に耳を傾けながら常により良い施策を目指すことが重要です。

バリアフリーの実現に向け、地域の各関係主体が一致協力し、地域ぐるみで施策を推進し、継続的に改善、向上を図ることが必要になります。

(1) 関係主体の役割分担と連携

バリアフリーを円滑かつ確実に進めていくためには、基本方針で示したように市民と事業者、行政との連携・協働が必要です。

このため、次のような方針でそれぞれが役割を分担し、連携してバリアフリー化を進めます。

【市民の役割分担】

- ・バリアフリー化の進展状況を継続的に評価・検証し、より良い整備とするよう自分でできることに積極的に取り組む必要があります。
- ・「心のバリアフリー」への理解と関心を常に持ち、何気ない手助けや気遣いを心がける必要があります。

【事業者の役割分担】

- ・利用者のニーズや要望を反映した施設のバリアフリー化を進め、安全・安心な生活環境づくりに積極的に参加します。
- ・職員のバリアフリーに対する教育・啓発活動を進め、職場全体のバリアフリー環境を高めます。

【行政の役割分担】

- ・市民や事業者の意見の収集と計画への反映、市民、事業者への情報提供に努め、構想から事業化までの適切な進行管理を行います。
- ・構想内容の改善・向上に向けて継続的な取り組みを進めます。

(2) 継続的なバリアフリーの推進体制

恵庭市バリアフリー基本構想策定協議会を母体とした、関係機関との協議・調整や市民意見の事業への反映を行える体制をつくり、着実な事業の実施と継続的な施策内容の改善・向上に取り組みます。

用語の解説

ノーマライゼーション

障がいを持つ人や高齢者に関わらずあらゆる人が、意思で考え、決定し、社会の一員としてあらゆる活動に参加・参画できる共生社会を築くことをいいます。

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、障がいの有無や年齢などに関わらず、あらかじめできるだけ多様な人が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインすることをいいます。

障がい・障壁（バリア）の改善を図るというバリアフリーの考え方を発展させた概念と考えることもできます。

バリアフリー

高齢者、身体障がい者、妊婦、幼児、乳母車を押す人など、物的環境にハンディキャップを負っている人々が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）した状態のことをいいます。

広義のバリアフリーには、物的環境のバリア以外に、人間の心理的なバリアや社会的な制度のバリアを除くことも含まれます。

バリアフリー歩行空間の整備

誰もが安心して社会参加でき、快適に暮らせる生活環境を確保するため、幅の広い歩道等の設置、既設歩道の段差・傾斜の改善、電線類の地中化及び不法占用物件の撤去等により歩行空間を整備することをいいます。

交通結節点

複数あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所を指し、交通ターミナルとも称されます。駅、駅前広場、駐車場などの集まる場所を指します。

コミュニティバス（ノンステップバス）

平成14年11月から恵庭市が市内を循環する公共交通として運行しているバスです。

車両は高齢者、身体障がい者が乗降しやすいバスとして開発されたノンステップバスが用いられ、従来型で85cmある車両の床面の高さを低くして乗降しやすくしたものです。「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」では65cm以下とされています。

スパイラルアップ

「継続的改善」を意味し、計画を立て、実行に移し、結果を評価してより良いものとするために改善を行うことをさします。これら一連の取り組みをP（プラン）D（ドゥ）C（チェック）A（アクション）サイクルといいます。

シーニックバイウェイプロジェクト

地域と行政が連携し、景観や自然環境に配慮し、地域の魅力を道でつなぎながら個性豊かな地域、美しい環境づくりを目指す施策に基づくプロジェクトを意味します。

これまでに、シーニックバイウェイ北海道協議会を中心として全道の7ルートで既に取り組みが行われ、さらに指定ルートの拡大が見込まれています。

タウンモビリティサービス

もとは英国で生まれた取り組みで、移動が困難な人々の身になって市民、企業と行政が手を携えて、車椅子などを用意して買物や施設の利用の手助けをすることを意味します。

これにより、商店街や集客施設の売り上げも伸び、町の活性化にもつながることが期待されます。

コンパクトシティ

市街地の郊外化・スプロール化を抑制し、まちなかの歩いてゆける範囲を生活圏と捉え、これまでに蓄積した都市基盤を有効に活用し、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりを目指そうとする都市政策の総称を意味します。

除雪など社会資本の維持管理コストの少ない都市づくりも目標としています。

構想策定のあゆみ

1. 協議会・検討部会開催状況

月日	恵庭市バリアフリー基本構 想策定協議会	恵庭市バリアフリー基本構 想策定協議会検討部会	アンケート調査 パブリックコメント他
平成 20 年 6 月 23 日	【第1回協議会】 ・協議会設置要綱(案)、協議会 運営要綱(案) ・バリアフリー新法の概要 ・基本構想策定の方針及びスケ ジュール		【経済建設常任委員会報告】 ・協議会の設置 (6/18)
7 月 30 日		【第1回検討部会】 ・協議会設置要綱(案)、協議会 運営要綱(案) ・バリアフリー新法の概要 ・基本構想策定の方針及びスケ ジュール	
8 月 6 日 7 日			【駅利用者アンケート調査】 ・恵庭駅、恵み野駅、島松駅利用 者へのヒアリング
9 月 9 日		【第2回検討部会】 ・まち歩き現況調査 (秋のまち歩き)	
10 月 22 日		【第3回検討部会】 ・まち歩き現況調査の結果 ・バリアフリー化への要望・課題	
11 月 11 日	【第2回協議会】 ・構想の課題検討 ・構想の骨子検討等(重点整備地 区の範囲、生活関連経路等)		【施設を対象としたアンケー ト調査】 ・バリアフリー化の現状、将来動 向(11/28~12/11)
12 月 19 日		【第4回検討部会】 ・課題への対応方針 ・重点整備地区の検討・確認 ・特定事業案の概要	
平成 21 年 1 月 16 日		【第5回検討部会】 ・まち歩き現況調査 (冬のまち歩き)	
1 月 30 日	【第3回協議会】 ・新法に基づく基本構想の骨格 (素案・原案)の検討・確認		【庁内連絡会議】 ・活動報告と今後の計画 (1/28)
2 月 17 日		【第6回検討部会】 ・まち歩き結果の報告、問題・課 題の確認 ・重点整備地区、特定事業の確認 ・基本構想案及び重点整備地 区、特定事業、今後の取り組 みの確認	【パブリックコメント】 ・本庁・支所等 ・広報・ホームページ (2/9~3/10)
3 月 24 日	【第4回協議会】 ・基本構想の内容確認と承認 ・今後の取り組みの確認		【経済建設常任委員会報告】 ・素案の説明 (3/12)

2. 協議会・検討部会開催状況写真

■協議会開催状況



(第1回協議会)



(第2回協議会)



(第3回協議会)



(第3回協議会)

■検討部会開催状況



(第3回検討部会)



(第4回検討部会)

■秋のまちあるき



(第2回検討部会)

■冬のまちあるき



(第5回検討部会)

3. 恵庭市バリアフリー基本構想策定協議会委員等名簿

区 分	機関・団体等の名称	役 職	氏 名
学 識 経 験 者	北星学園大学 社会福祉学部 福祉計画学科	教 授	杉岡 直人
公 共 交 通 事 業 者	北海道旅客鉄道株式会社 総合企画本部 経営企画部	主 幹	小澤 直正
道 路 管 理 者	北海道札幌土木現業所 千歳出張所	次 長	浜中 孝一
	恵庭市 建設部	部 長	奥山 恒夫
北海道公安委員会	北海道札幌方面千歳警察署 交通課	課 長	大堀 勉
公 園 管 理 者	恵庭市 建設部	部 長	奥山 恒夫
路外駐車場管理者	恵庭市生活環境部	部 長	松山 明広
国 の 機 関	国土交通省北海道運輸局 交通環境部 消費者行政・情報課	課 長	齋藤 好明
	国土交通省北海道運輸局 札幌運輸支局	首席運輸企画 専門官	西原 英二
	国土交通省北海道開発局 石狩川開発建設部 千歳川河川事務所	副所長	岡田 晃示
市 民 団 体	恵庭市町内会連合会	会 長	鏡 貢
	島松地区町内会連合会	副会長	今井 輝幸
	恵庭市老人クラブ連合会	会 長	長谷川 隆博
福 祉 団 体	社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会	会 長	富永 哲夫
	恵庭市障がい者地域自立支援協議会	会 長	西村 正俊
	恵庭身体障害者福祉協会	会 長	鹿野 均
	障害者カレッジ・アクション・グループ	事務局長	宮下 高
	恵庭市ことばを育てる親の会	会 長	山田 恵美子
	恵庭視覚障がい者フロンティア協会	会 長	本田 満喜子
商 業 団 体	恵庭市商店街振興組合連合会	理事長	五十嵐 務
	恵庭駅前通り商店会	理 事	竹内 清
	恵み野商店会	会 長	福家 一郎
	島松商店会	会 長	矢野 浩章
恵 庭 市	恵庭市	副市長	伊藤 隆
	恵庭市 企画財政部	部 長	寺崎 博裕
	恵庭市 保健福祉部	部 長	佐々木 彰
	恵庭市 建設部 市街地整備室	室 長	寺内 康夫
事 務 局	恵庭市 建設部 市街地整備室	主 幹	松本 耕二
	恵庭市 建設部 市街地整備室	主 査	谷口 秀行
	恵庭市 建設部 市街地整備室	主 任	渡辺 元之

4. 恵庭市バリアフリー基本構想策定協議会検討部会委員等名簿

区分	機関・団体等の名称	役職	氏名
公共交通事業者	北海道旅客鉄道株式会社 総合企画本部 経営企画部	主幹	小澤 直正
道路管理者	北海道札幌土木現業所 千歳出張所	道路係長	平野 裕一
	恵庭市 建設部	次長	青木 博己
北海道公安委員会	北海道札幌方面千歳警察署 交通課	企画・規制係長	佐藤 司
公園管理者	恵庭市 建設部	次長	青木 博己
路外駐車場管理者	恵庭市 生活環境部	次長	北岡 昌洋
国の機関	国土交通省北海道運輸局 交通環境部 消費者行政・情報課	専門官	鎌田 佳宣
	国土交通省北海道運輸局 札幌運輸支局	運輸企画専門官	海老名 敦
	国土交通省北海道開発局 石狩川開発建設部 千歳川河川事務所 調査課	調整係長	川岸 秀敏
市民団体	島松本町町内会	副会長	東野 英満
	島松仲町町内会(恵庭市町内会連合会事務局次長)	会長	鶴田 力
	島松東町町内会	会長	猪股 巖
	島松旭町町内会	会長	中原 利幸
	島松寿町町内会	総務部長	曾我 功
	恵庭市老人クラブ連合会	事務局長	大石 宜久
福祉団体	社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会	常務理事	津田 久
	恵庭市障がい者地域自立支援協議会	会長	西村 正俊
	恵庭身体障害者福祉協会	事務局長	泉 司
	障害者カレッジ・アクション・グループ	事務局長	宮下 高
	恵庭市ことばを育てる親の会	会長	山田 恵美子
	恵庭視覚障がい者フロンティア協会	会長	本田 満喜子
商業団体	島松商店会	会長	矢野 浩章
恵庭市	恵庭市	副市長	伊藤 隆
	恵庭市 企画財政部	次長	北林 剛
	恵庭市 保健福祉部	次長	中田 初雄
	恵庭市 経済部	次長	高橋 豊
	恵庭市 教育委員会 生涯学習部	次長	菅原 伸治
	恵庭市 建設部 市街地整備室	室長	寺内 康夫
事務局	恵庭市 建設部 市街地整備室	主幹	松本 耕二
	恵庭市 建設部 市街地整備室	主査	谷口 秀行
	恵庭市 建設部 市街地整備室	主任	渡辺 元之

恵庭市バリアフリー基本構想

発行／平成 21 年3月 北海道 恵庭市

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

TEL 0123-33-3131(代表)

FAX 0123-33-3137

E-mail shigaichi@city.eniwa.hokkaido.jp

URL <http://www.city.eniwa.hokkaido.jp>

